

1. 議事日程

〔平成30年第3回安芸高田市議会9月定例会第5日目〕

平成30年 9月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第65号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
日程第3 議案第66号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議案第67号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第5 議案第68号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第69号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第70号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第71号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第72号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第73号 平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

5番 山根 温子 6番 前重 昌敬

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田 一義	副市長	竹本 峰昭
教育長	永井 初男	総務部長	杉安 明彦
企画振興部長	西岡 保典	市民部長	広瀬 信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田 雄司	産業振興部長	猪掛 公詩
産業振興部特命担当部長	青山 勝	建設部長兼公営企業部長	蔵城 大介
教育次長	土井 実貴男	消防長	山平 修
会計管理者	兼村 恵	八千代支所長	佐々木 早百合
美土里支所長	寄実 正次郎	高宮支所長	児玉 晃
甲田支所長	宮本 智雄	向原支所長	新谷 憲三
総務課長	高藤 誠	財政課長	河本 圭司
政策企画課長	行森 俊莊		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局次長	岩崎 猛	事務局次長	森岡 雅昭
総務係長	國岡 浩祐	専門員	小島 佳宏

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において5番
山根温子さん、及び6番 前重昌敬君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第65号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第66号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第2号）

日程第4 議案第67号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第2号）

日程第5 議案第68号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第6 議案第69号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第70号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算（第1号）

日程第8 議案第71号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第9 議案第72号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備  
事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第73号 平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1  
号）

- 先川議長 日程第2、議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第10、議案第73号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの9件を一括して議題といたします。  
本案9件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

- 青原予算決算常任委員長 9月6日付で本委員会に付託のありました、議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」から、議案第73号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの9件の審査結果について報告をいたします。

付託された9議案につきまして、9月7日に委員会を開き、市長、副市

長、教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ29億4,958万7,000円を追加し、予算の総額を歳入・歳出それぞれ240億2,434万8,000円とするもので、7月豪雨災害の復旧に関する事業、東広島高田道路整備に関する事業（トンネルの残土処分地の取得）、観光振興施設の改修に関する事業、市道道路維持に関する事業、安全対策として倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去・補修に関する経費などが主なものとなっております。

審査を通じて出された特徴的な質疑とその答弁は次のとおりでございます。

固定資産評価審査委員会の所管につきましては、委員より、「6件の審査請求の内容及び理由は。」との質疑があり、執行部より、「納税者が評価額を妥当でないとわれ、固定資産評価審査委員会に審査を求められたものである。」との答弁がありました。

企画振興部の所管につきましては、委員より、「ふるさと納税の寄附額に対する返戻品の率を30%以下に見直す内容とポータルサイトに3社を追加する内容は。」との質疑があり、執行部より、「現在の返礼率は42%であるが、総務省から指導が入ったため、協力事業者に趣旨を説明し、見直しに向けた修正を依頼をしている。ポータルサイトは、現在シェア第1位のふるさとチョイスを使っているが、2位のさとふる、3位の楽天、KDDIの追加を考えている。」との答弁がありました。

産業振興部の所管につきましては、委員より、「外郭団体等運営指導事業費3施設の改修費が計上されている。8月20日に4施設の実態が報告され、経営診断を踏まえた改修に当たると思っていたが、今回の補正予算に計上された経緯は。」との質疑があり、執行部より、「湯治村は9棟のうち4棟の空調設備の改修を予定し、湯の森は脱衣所のフロアのシーートの張りかえ工事と、脱衣ロッカーの錠前セットの改修を予定している。また、エコミュージアムはエアコンの改修である。どの施設も20年を経過しており、改修によりランニングコストが下がる見込みである。特に湯治村は経営が思わしくない状況であり、コスト削減により経営改善の道筋を示したいと考えている。」との答弁がありました。

「有害鳥獣対策補助金は、今回の豪雨災害で傷んだ柵などの改修を想定し、予算計上されたのか。」との質疑があり、執行部より、「この補助金は交付決定しているものが21件で546万3,000円、要望が6件で360万円あり、予算額との差額を計上している。災害に関する大規模な柵の改修が見込まれるが、今後精査したいので御理解をいただきたい。」との答弁がありました。

建設部の所管につきましては、委員より、「今回の災害では迅速な対応をされているが、かなりの事業費になっている。地元業者になるべく

請け負ってほしいが、業者の数は足りている状況か。」との質疑があり、執行部より、「被害が大きく業者の不足が想定されるため、県では通常事業を停止している。本市も通常事業を一時中止していたが、現在は発注を行っている。今後、復旧工事の発注となるが、業者数等を考慮して検討する予定である。県から監督員に関する規制緩和の方向性が示されたので、県の動向を見ながらできるだけ地元業者に発注できるようにしたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「災害協定を結んでいない建設業者との入札等は問題なく対応できているのか。」との質疑があり、執行部より、「災害発生後、緊急対応は協定を結んだ業者に依頼したが、今後の復旧は協定等に関係なく入札を行う予定である。」との答弁がありました。

次に、議案第66号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から、議案第73号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件の特別会計は、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整や、災害復旧に伴う予算の計上が主なものでありました。

各会計の質疑終了後、議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」について、「神楽門前湯治村改修補助金は、正式な経営診断を行った後に計画的に予算すべきであるため、この経費を削除すべきである。」との内容の修正動議が提出されました。

修正動議に対する質疑の後、討論において、議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」に関し、委員より、「修正案提出の趣旨は十分理解できるが、今後の取り組みを十分行うとの答弁もあった。議会への説明責任を果たしていない部分もあるので、今後の情報の開示を執行部に訴えることを前提に、原案に賛成したい。」との賛成討論がありました。また、委員より、「施設改修は、計画を立てて当初予算に計上すべきであり、経営課題や建物の改修、修繕については、これから議論していかなくてはならないが、空調が壊れれば、売り上げへの影響も考えられる。当面の空調設備の改修であるので、原案に賛成する。」との賛成討論がありました。

各会計の歳入・歳出について、それぞれ慎重に審査した結果、補正額、補正内容等、適正であると判断し、議案第65号から議案第73号までの9議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○先川議長 これをもって、委員長の報告を終わります。  
これより、質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより、本案9件に対する討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論ありの声あり〕

○先川議長 討論がありますので、これより本案9件を個別に討論・採決を行います。

まず、議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論あり）

○先川議長 討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

（討論なし）

○先川議長 反対討論なしと認めます。次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 5番 山根温子です。

今回、議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」について、賛成討論をいたします。

原案を賛成する立場であるからこそ、今回委員会のほうでは減額修正案を出ささせていただきました。修正案は否決となりましたが、今後は補助金においても、将来的な経営や効果を図り、しっかりとした計画を立てたうえでの予算とし、安芸高田市の生き残りをかけて取り組む姿勢を貫かれることを期待し、賛成討論といたします。

○先川議長 ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

そのほかの議案について、討論はありませんか。

（討論なし）

○先川議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第66号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件から、議案第73号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの8件を一括して起立により採決いたします。

本案8件に対する委員長の報告は原案可決であります。本案8件は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 再開いたします。

ただいま、議案第66号の「補正予算（第1号）」と発言いたしましたが、「（第2号）」の誤りでございます。訂正しておわびいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 一般質問

○先川議長 日程第11、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、一つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いをいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 2番、芦田宏治です。

質問に入る前に、7月の西日本豪雨災害と北海道地震で亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方に心からお見舞い申し上げます。

さて、通告に基づき、大枠2点について質問します。

最初に、田んぼアート事業について質問します。

この田んぼアート事業は、葉の色の違う8色の観賞用の稲を使って、田んぼに絵をかくもので、2年後の2020年の本格開催を目指して事業が進められています。私は、昨年8月に、田んぼアート発祥の地で年間30万人を超す観光客が訪れると言われる青森県田舎館村に視察に行き、事業への取り組みを聞き取りし、2カ所の田んぼアート会場を見学しました。田舎館村が25年の歳月をかけて、積み重ねてこられた技術や運営のノウハウなどをどうやって2年、3年という短期間で吸収し、事業化できるのかというのが正直な感想でした。

私は昨年9月の定例会一般質問で、田んぼアート事業を進めていく上での課題について質問しました。昨年は事業への取り組みを始めたところでもあり、具体的な回答をいただけない点もありましたので、昨年と重複した質問もあることを御了承ください。

まず、1番目の質問です。田んぼアート整備事業は、年間10万人の集客を見込み、市内での周遊性の促進とこの事業の長期継続性の実現を目指して、計画が進められています。

昨年6月の産業建設常任委員会での説明資料の中で、田んぼアート事業を進めていく上で、重要な5つの課題を上げておられます。誰が運営の主体になるか決定すること、開催地の選定。アートの作図や測量など、

技術の習得、稲の生育環境の確認、オフシーズンの集客の5つです。

事業の進捗状況と5つの課題解決のための取り組みについて伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「田んぼアート事業の進捗状況と課題解決のための取り組み」についての御質問にお答えをいたします。

今年度、田んぼアート事業の先進地である、青森県田舎館村より、種もみ数種を調達いたし、美土里町青地区の試験圃場において試験栽培を行っております。

試験栽培は、青地区の2枚の圃場で行っておりますが、地元青地区の(株)源流の里に委託し、鑑賞米の生育状況を初め、水温管理、肥料、堆肥、農薬散布等のデータ化を図ることとしております。

実際の圃場につきましては、現在、平成32年に供用開始する道の駅、近接地を候補地といたし、地権者や関係者との交渉を行っている状況であります。圃場の候補地が決定次第、速やかに議会の議員の皆様にも御報告をさせていただきたいと考えております。

また、御質問の運営主体やオフシーズンの集客などの課題につきましては、今後組織する実行委員会を中心に、運営組織を立ち上げていくとともに、オフシーズンの課題等について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思っております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 運営主体の件ですが、ハード面を行政が担って、運営は民間主導でやるように思っていました。現状を見ると行政が皆やっている感じがします。運営主体である実行委員会の姿が見えてこないが、誰がトップに立ってやるのか、ここが決まらなければ事業は進まないと思っておりますが、市長のお考えを伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 田んぼアート事業につきましての事業主体は、今現在のところ行政でございますけど、今後方向によってはまた民間の方々も加味しながら考えていきたいと思っております。

現在、我々考えておりますのは、方向性だけをしっかりとしないと民間ということもなかなかいかないと思っております。民間の方々非常に熱心で、非常にこの事業の運営については、ちゃんと民間で全部自主的にやるからアートについては、後押しだけ行政でやってくれという非常に強い言葉をいただいておりますので、将来的な行政負担を伴わないような形を考えておりますので、御理解してもらいたいと思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 民間の方が熱心なというのは非常に心強いことだと思っておりますが、昨年

6月に田んぼアートプロジェクト推進実行委員会設立発起人会の6人のメンバーから、市議会に出された要望書によると、6人は田んぼアートプロジェクトの実現と運営に向けて、主体的にかかわっていく覚悟だと書かれています。調査報告書でも、事業主体の考え方として、民間による実行委員会の組織で運営すると書かれています。民間の方が実行委員会に入って、中心になってやってもらうのがいいと思いますが、市長はどのようにお考えか伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどもお答えしたと思うんですけど、基本的にはもう民間主導型でいきたいんですけど、最初のスタートだけは行政が筋道をつけてあげたいと思います。後からの質問出るかと思いますが。まあいろんな事業やっていこうと思うたら、時間もかかるし、ほかの学校とかの協力も要りますんで、その辺のお手伝いをしていきたいと思いますが、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 5点の課題の中で、一番気になっているのが、私は稲の生育環境の確認のところだと思っています。調査計画書では、田んぼアート開催期間は、5カ月となっていますが、美土里町の実験圃場での試験結果では、鑑賞可能な期間は6月の初めごろから8月20日ごろまでの約2カ月半くらいで、現段階では工夫をしても3カ月までが限度と思われま。

私は9月1日に美土里町の実験圃場を見に行きましたが、白とか黄色、オレンジの色は変色して、とても入場料を取って鑑賞できるような状態ではありませんでした。昨年視察した愛知県、岡山県、広島県の三次市、庄原市も同様の答えで、黄色や白の稲は色が3カ月ももたないと言われています。今回は美土里町に2カ所実験圃場をつくられていますが、2カ所とも苗を直線で植えられています。少なくとも片方だけでも絵を描いていたなら、アートとして鑑賞が可能な期間の判断ができたのではないかと思います、非常に残念です。

鑑賞が可能な期間は、入場料収入や計画されている屋台村の売り上げが直結する大きな問題です。田舎館村と気温の差のある安芸高田市では、鑑賞期間が短くなることはある程度予想していましたが、5カ月の予定が3カ月というのは2カ月の違いがあるので、これらについて市長の考えを伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この稲の育成と、どういようなものをアートにしていくかということとは非常に課題でございまして、そのためのこのたびの試験圃場と捉えてもらって結構でございます。多分議員御指摘のように、この地域においては非常に短いかわからん。向こうよりかあったかいですからね。

その辺を踏まえながらしっかり考えていきたいと。ただ、そのアートによっては、やっぱり長くもたすものもできると思います。

この間もちよっと講演されたんですけど、そこで私も質問したんですけど、問題はいかにこのアートを長くもたすかということなんで、稲以外も、例えば冬季においても何かできるものをしっかり考えていきたいと思います。

例えば、とんどとかですね、雪でも降れば雪だるまをつくっても結構でございますし、このように安芸高田市にあるものをしっかり利用しながらやっぱりこの事業を成功していきたいと思いますので、これからメニューの増加については、たくさん考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 今市長から話もありましたが、田んぼアートでの集客が見込めないオフシーズンとなる約9カ月を1ヘクタールの田んぼで、何をやって何人の集客が見込めるのかは大きな問題です。オフシーズンに集客の見込める事業ができなければ、1年を通した屋台村の運営は厳しいと思われませんが、市長はどのようにお考えか伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、10万人というのも非常にこの見込みを厳しく見とるわけです。田舎館村は30万人と。安芸高田市は田舎ですけどね。だけどうちはもっとそれを低く見て、10万人と言ってるんですけど、それにしてもハードルが高いように思います。それをやるには、田んぼアート以外、いわゆる何をメニュー化するかということ非常に考えにやいけんと思います。

これから、職員に指示しようと思っとなるのは、例えばプラスチックなんかを子供たちに使って、これでまたいろんな絵を描いたり、アートをつくったり、それを展示するとか、冬のとんどを見てもらうとか、それからいろんな地域の竹とかを活用したアートを見せるとかというように、幅広い感じでできるだけ幅広くなるような試みをこれからもしていきたいと思っております。目標にあっては、30万から10万低いんですけど、ここで気を抜いちゃいけないんで、そういうことを考えながらと。

それともう一つは、市民の参画だと思いますね。これはアートしてもらったら議員さんも御承知のように、測量という技術が要るわけですね。これは吉田高校が農業科が測量やっていますんで、この人らの参画を得るとかですね。できるだけ多くの市民の皆様方に参画をしてもらうことによって、事業が成功していくんじゃないかと、かように思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

この田んぼアート事業は、単に集客だけでなく、同じ2020年4月の開業を予定している道の駅との相乗効果を狙うとともに、市内の他の観光施設との周遊性の促進と安芸高田市に来ていただいた観光客の滞在時間を延ばすことを目的にしています。市内の他の観光施設との連携はどう考えておられるのか。また市内での滞在時間を延ばすために、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「市内のほかの観光施設との連携、滞在時間を延ばすための方策」についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、平成32年4月に新たな道の駅が開業いたします。田んぼアート事業は、新しい道の駅と連動した強力な観光ハブ機能を持つ拠点になる可能性を秘めていると考えております。

そのため、田んぼアート会場と市内のほかの観光施設への周遊性を高め、本市全体の観光客の増加を狙うとともに、新たな雇用創出や、地域製品の消費拡大、関係交流人口の増加による経済効果への波及にもつなげてまいりたいと考えております。

御質問にあります、市内周遊促進を高める取り組みといたしましては、例えば田んぼアートを鑑賞後、道の駅や市内観光施設を訪れた際に、各店舗で使用できる割引クーポン券の発行や、神楽鑑賞券や温泉入浴券との共通チケットの販売など、市内観光施設との連携は幾多も考えることができると思っております。

また、市内観光施設との連携を図ることで、本市における滞在時間の延長につながっていくものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 市長は観光客をふやすことと周遊性の促進や滞在時間の延長には、第2第3の田んぼアート会場をつくっていくことも、検討課題の一つだと話されたことがあります。

先月の8月16日に、来年3月末で閉校となる郷野小学校の特別見学会がありました。私は15年くらい前から子どもふるさと探検隊というグループで、郷野小学校の前にある郷野川の水辺の学校で子供たちとカヌー合宿をやってきました。その関係で朝6時半からラジオ体操をした後、みんなで郷野小学校の前で記念写真を撮るのが恒例になっています。

そういう思い出のある郷野小学校が閉校になるということで、見学会に参加しました。郷野小学校は建築して83年目で、現在使われている木造校舎では全国で2番目に古いということでした。学校の歴史や校舎の特徴など、いろいろ説明をしていただきました。学校の2階に上がって、60メートル余りの廊下を歩きながら、窓から外をのぞいてみると、眼下

に一面稲の緑でまぶしいほどの美しい田んぼが見えました。右手に中世の山城だった桂城が見えて、正面には星ヶ城と山裾にお寺が見えていました。木のぬくもりのある校舎もそうですが、2階の廊下から見る景色はとても感動的でした。私はふと昨年3月に出された田んぼアート整備事業調査報告書のことを思い出しました。

この報告書に、予定地の選定として市内11カ所が候補地リストに載っていますが、郷野小学校周辺も候補地の一つで、先ほど話をしました校舎の裏側が写真入りで載っていました。この候補地の説明文を要約すると、「この校舎は昭和10年の建築で、日本を代表する第一級のきれいさを持つ木造校舎であり、展望台として校舎の窓からの観覧はおもしろい。木造校舎とその周辺の景観は一体となって、全国に誇れる第一級の観光資源となる要件を備えており、集客観光拠点に成長する可能性を秘めている。」と書いてありました。

校舎の活用については、郷野地区の振興会でいろいろ協議されていると思いますので、勝手に思いをめぐらされても困ると言われるかもしれません。しかし、現行の施設を利用することにより、展望台を設置する経費を抑えながら、田んぼアートをつくることを選択肢として検討することは、周遊性の促進と滞在時間の延長の両面から考えても非常に大切なことだと思います。

今後、第2第3の田んぼアートをつくっていくことについての考え方や、郷野小学校という候補地の活用について、市長はどのように考えておられるか伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

郷野小学校に限らず、学校規模適正化を教育委員会に頑張ってもらって、学校で廃校になるところがある。この利活用は、我々にとっての大きな課題でございます。課題と言っても金ばかり突っ込んでから言うんじゃないし、やっぱり費用対効果とか今後の見込みも大事でございますので、総合的にこういうことを考えていくということでございます。

今議員御指摘のように、田んぼアートとリンクしているかどうかということで、一つ考え方には検討材料になると思います。これ、今の安芸高田市というところ、この田んぼアートだけでもいわゆる観光資源に乏しいところがあるので、そういうことをひっつけること、元就とか神楽とかもひっつけることによって、すばらしいものにしていきたいと考えてますので、御理解してもらいたいと思います。決して、郷野小学校がいいというんじゃないし。

ただ、考えにやいけんことは、耐震の問題があって、それを耐震にするためにはどのぐらいの費用がかかって、費用対効果が出てくるんかということもございまして、御理解を賜りたいと思います。

学校の活用というのは大きな課題でございます。安芸高田市、山とか

廃校とかばっかりでございますので、これがいかに有効活用できるかという事は我々の行政手段でもございますので、しっかり検討して、やるということじゃなしに、検討をさせてもらいたいと思いますので、御理解してください。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

目標とする10万人の集客を実現するには、ホームページやメディアへの広報活動などにより、田んぼアートをPRするとともに、芸備線の向原駅から、また54号線のバス停からアート会場までの交通手段の整備が欠かせないと考えます。今も市民の方から、向原駅から郡山城へ行くのにタクシーを使ったら往復で5,000円以上かかる。観光に力を入れると言うのなら、もう少し交通の便をよくして、交通費を安くする手段はないのか。とよく言われます。

また、54号線の可愛のバス停からサッカー公園へ行くのに、歩いていくには遠過ぎて、困っておられたサンフレッチェファンの方を何回も車で送ってあげたという話も聞きます。

10万人を超す観光客が来るようになったら、必ずこういう問題に直面すると思います。10万人の集客に向けて、どのように広報活動を展開していく計画なのか。そして、芸備線や54号線のバス停からアート会場までの交通手段の整備について、具体的な計画があれば伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「10万人の集客を実現するための具体的な計画について」の御質問にお答えいたします。

10万人の集客目標に近づけるための広報活動につきましては、地域活性化のイベントとして、市内外へ田植え作業を広く広報し、一緒に田植えをすることにより、田んぼアートを身近に知っていただく必要がございます。さらに、田植えイベントや育成中の田んぼアートをマスコミ等により、広報活動を展開することは、集客に大きな影響を与えるものと考えております。

集客の交通機関は、主にマイカーを想定しておりますが、旅行会社等へ事前情報を提供することにより、ツアーの造成も必要となります。マイカー以外の観光客に対しましては、市内タクシー業者と連携いたし、田んぼアートを含む市内観光施設をめぐる観光タクシープランの創設など、市内各駅、バス停を含め検討してまいりたいと考えております。

私も市内交通につきましては、このことに限らずいろんなことをしているんですけど、採算が合わんということが一番ネックになります。今までは、過疎対策として市はその採算に合わんところを国とかが補填してもらったんですけど、今そういうことがないんで、こういうことを踏まえながら、いかにして観光客の交通を確保するかというのが大き

な課題でございますので、工夫していきたいと。そのためには、今民泊を奨励しているんですけど、市民の方々に迎えに行ってもらおうとか、いろんな工夫をしながら集客に努めてまいりたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

バスを通して、乗ってくれんと赤字になるわけですよ。バス会社は通すと言うんですよ。7人以下は行政で負担してくれって言うんですよ。これがなかなか大きなハードルでございます、ここの辺を考えながら、しっかりとした交通機関の確保をしないと、この田んぼ事業も成功しないと思いますので、しっかり考えていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 難しい課題だとは思いますが、できるだけ早く市内交通を充実させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

目標とする10万人の集客に向けて、まず初年度は何万人、2年目、そして5年目の目標数、10年目、20年目の目標数の設定が必要だと思います。田んぼアートだけでなく、それと合わせて中世屋台村の運営を考えるなら、集客数は屋台村の売上げにも直結するので、かなりシビアな目標数値の設定が必要と考えます。

調査報告書の整備費と運営収支シミュレーションでは、基盤整備費が約2億円となっています。単年度収支については、市の調査報告書では田んぼアートの開催期間が約5カ月の150日間で、年間来場者数が10万人と想定したときの単年度の営業収入は3,343万円となり、支出は3,170万円で、差し引き173万円の黒字と予測されています。

しかし、仮に開催期間が3カ月の90日間で、来場者が50%の5万人しか入らなかった場合、同様の計算方法ですと、営業収支が約2,031万円の赤字になります。赤字を出さないようにするためには、予定している2020年の開催時に10万人の集客が必要です。

また、田んぼアート開催期間が現状では3カ月と想定されるのをどうやって5カ月に延ばすのかという話になります。5カ月の鑑賞期間は現実には非常に厳しいと思っています。先日全員協議会で湯治村や湯の森などの運営状況について、執行部から説明を受けましたが、事業を開始して20年近く経過すると、改修費や修繕費が膨らんでくることが、社会情勢や経済情勢の変化にも対応していかなければならず、20年、30年と長期間経営を継続していくことの厳しさを実感しました。

田んぼアート事業で目指す姿の一つに、長期継続性を挙げられています。多額の事業費をかけて事業をスタートするわけですから、いざ事業を始めたら、できるだけ長期間事業が継続するよう努力していくのは当然のことですが、そのためには綿密な収支計画の策定が欠かせないと考えます。目標とする10万人の集客に向けて、5年、10年、20年のスパン

では、集客目標数をどのように設定しているのか。また長期継続性を考えるうえで、重要な収支計画について伺います。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「5年、10年のスパンでの集客目標数をどのように設定しているのか。また長期継続性を考える上での収支計画」についての御質問にお答えいたします。

本市が取り組む田んぼアート事業は、有料観覧としているため、絵のクオリティを高めていくことと、話題性のあるテーマ設定が重要になってくると考えております。

現在計画をしている田んぼアート事業は、中世における屋台村の整備による新たな観光地としての期待値も含めております。集客目標10万人達成に向け工夫し、今後具体的な収支計画についても検討してまいります。

現在、このことについては検討しておりますので、具体的な数字が出てきましたら、また報告していきたく思いますけど。目標設定を30万から10万に下げていることとか、非常に他の町にこういうことがないということを含めたら、非常に可能性のある数字とっておりますので、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 　　以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 　　屋台村での事業を考えておられる方は、商売の経験者なので、こちら辺のリスクは当然検討の上で参入を考えておられるとは思いますが、市としても実行委員会の中で、しっかり条件などを取り決めておくことが重要だと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○先川議長 　　答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　議員御指摘のとおりでございまして、これから運営する意向、私はこれ非常にこのたびの事業が変わっていると思っているのは、今までは行政がつくったら、行政で最後まで面倒見なさいと。湯治村とか湯の森もそうですね。じゃなしに、後押しだけしてもらったら、将来は我々が運営していくという大きな希望を持っておられますので、そこを軽い気持ちじゃなしに、しっかりと実現性のあるものとしてしていただくためには、我々もそれ相応の支援をしていかないとはいけませんし、しっかりその辺は考えて、また計画も立てていきたいと思っております。

甘い考えはいけないので、そのことをしっかりと踏まえながら、このアート事業を運営する方にも協議していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

これ、今までやってきた湯治村とかと、投資額が全然違うんで、安いんですね、非常にこの可能性は高いと思っておりますけど、それにしても、今第三セクターが問題になつとるところに、この新たなことをまた起こ

して、また借金を抱えるようなことになるのかということにならないように、しっかり責任を持ってこのことは検討していきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

昨年9月の一般質問で、市長は田んぼアート事業を実現するためには、市民の方の理解と協力が必要なので、まずは市民に丁寧な説明を行い確実に賛同を得ていくと話されています。きょうの答弁の中でもありましたが、私も全く同感です。この事業を成功させるには、市民のボランティアでの協力が欠かせないと思います。

しかし、市民の中には、まだ田んぼアートのことをよく御存じない方がたくさんおられます。これから市民の協力を広く得るためには、もっと事業の目的と内容を市民に周知して賛同してもらう必要があると思います。今後、田んぼアート事業のことを市民にどのような手段で周知していこうと考えておられるのか伺います。また、今後の事業計画について伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「田んぼアート事業を成功させるためにはどのような取り組みを行うのか。また、今後の事業計画」についての御質問にお答えいたします。

全国的に見ても、田んぼアート事業は、春先から秋の収穫まで、長期間にわたり来場者が鑑賞に訪れます。田植えや稲刈りのイベントには、数千人単位の参加者が見込まれており、小中学生や市民の方の協力が必要不可欠な状況にあります。

また、田植え後は、稲の育成に伴う圃場の管理、田んぼアート期間中には会場周辺の環境美化など、周辺住民の協力も必要と考えております。

地元振興会を初め、学校、教育団体、農業関係団体、協賛団体等、幅広く呼びかけることにより、平成32年度に本格的な田んぼアート事業を実施してまいりたいと考えています。

議員御指摘のように、安芸高田市民こそって、この事業についての御理解を賜ることが必要でございます。先ほども申し上げましたが、当面はやっぱり測量あたりを吉田高校の実習生にやってもらうとか、この後、稲のないときを、例えばペットボトルを活用したアートを子供たちに、つくってもらうとかいうこと。それから田舎館村では田植え時期には職員が総出で田植えをしたりしているんで、職員の理解とか、市民の方々の理解も必要だと思っております。

このことが今の毛利元就、神楽、いろんなことの観光事業を高めるための相乗効果になってくればと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 先川議長 以上で答弁を終わります。
芦田宏治君。
- 芦田議員 田んぼアート事業については、昨年の11月に事業の進捗状況報告があつて以降、ことし5月に美土里町で実験のための田植えが行われたという情報をもらって、1カ月後の6月22日に現地視察に行かせてもらっただけです。事業についての情報が余りにも少な過ぎて、事業への判断ができる状況ではありません。必要な情報や資料はもっとタイムリーに出していただきたいと思いますが、市長の考えを伺います。
- 先川議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 この事業は、やっぱり市民の協力とかなないとできない事業なんで、議員御指摘のように、そういう啓発が足らんとすれば、市民にちゃんとした形で啓発を深めていきたいと。それによって、厳しい意見ももらいながら事業を成功させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。
今までの啓発が足りないと言え、またきょうもこういう提案をもらいましたんで、しっかり帰って職員に指導いたしますんで、啓発広報というのはかけていきたいと思ひます。
御理解を賜りたいと思ひます。
- 先川議長 以上で答弁を終わります。
芦田宏治君。
- 芦田議員 先ほど言いましたように、田んぼアート事業を再来年、2020年度には開業されるわけですが、事業の進捗状況がよく見えないと思っております。実施計画書をもとに、それぞれ事業に取り組んでおられると思うんですけども、そこについては何を基準にして事業を進めておられるのか、市長にお伺ひします。
- 先川議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 この事業につきましては、最初に思ったのは、青森県の非常に田舎のほうで、30万人の集客ができるとはならないかと。ここでうちはできんことはない。10万人ならと思うんですけども、このことによって、今までのうちの、皆中途半端なんです。神楽にしても、毛利元就にしても。こういうことの合わせて1本の世界ができるんじゃないかと思つて、これ提案したわけです。費用対効果も、非常にお金も投資額も少なく済みますので、このことを一緒に考えながら、考えてます。相乗的には。
ただ、まずこのことの組織づくりはこのたびの4月にやりました。担当課長も決めました。だけど、御指摘のように、具体的に何してどうやるんかというのは、まだ示されていないというのもあると思ひますけれども、今一生懸命考えていますんで、鈍行列車かもわからんけれども、できるだけ特急になるように、情報提供をしていきたいと思ひます。

このことにつきましては、やっぱり慎重かつやっていかにやいけんと
思いますけれども、いろんな意見を聞きながら、成功に導いていきたい
と思いますので、御理解を賜りたいと思います。

今までの情報不足につきましては、しっかり反省しながら市民の方々、
議会の方々にもまた御説明を申し上げたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 2番目の質問に移ります。

安芸高田市の防災について質問します。

7月に発生した西日本豪雨では、安芸高田市でも甚大な被害が発生し
ました。特に向原町や甲田町は河川の被害が甚大でしたが、土砂災害は
市内の至るところで発生しています。気象庁が発表したように、かつて
経験したことのないほどの大雨が降ったのが災害の一番の原因だと思
います。

安芸高田市は面積の約80%が山で、まさに山に囲まれた町です。近年、
山を管理、手入れをしなくなったために、山の荒廃が進んだことと、
年々ふえていくシカが山の下草を食い荒らし、裸地化が進んだことによ
り、土砂崩れが起りやすい状況になっていることが考えられます。

昔から治水は治山からとよく言われます。私は治山や治水について、
先日、日本治山治水協会専務理事の津元頼光さんからお話を伺うことが
できました。山は緑のダムと言われており、空気をきれいにするだけで
なく、雨が降ったら水を蓄えて少しずつ谷から川へ水を送っていくとい
うダムの役割をしています。木のないところに木を植えたり、つるを切
ったり、下草を刈ったり、間伐をして光を入れやすくすることで、下草
もよく生えるようになります。山の管理や手入れをすることで、山の保
水力が増して、木の根っこが強くなって、土砂崩れも発生しにくくなり
ます。

木のあるところと木のないところでは土が流れ出る量が、約3倍違
うと言われていました。多くの方が山の大切さを認識して、みんなで山を
管理するようになれば、山のダム機能は確実に向上するので、必ず防災、
減災につながってくると話してくださいました。

今は山が無管理な状態で、大雨のたびに枯れ木や土砂が川に流れ出て、
被害が大きくなっているように思います。市長は今年度から取り組みを
始められた「森の学校プロジェクト」について、いろいろな事業を通し
て、みんなが山に入れるようにしたいと話されています。活動の効果が
出るまで、5年、10年、20年とかなりの期間がかかるとは思います
が、森林資源の適切な管理により、水害を未然に防ぎ、水害を少しでも抑えら
れるよう、森の学校プロジェクトで里山管理の取り決めに推進してもら
いたいと思いますが、市長の考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「森林資源の適切な管理と治山対策による水害防止の取り組み」についての御質問にお答えいたします。

森林は水源涵養など、多面的な機能を有しております。森林の適切な管理は、山地災害を防止するための重要な取り組みでございます。

今年7月に開催いたしました「森の学校プロジェクト」では、日本治山治水協会の津元専務理事より、山地災害に備える治山の大切さや、森林資源の保全について、小学生や保護者を対象にわかりやすく御講演をいただきました。議員御指摘のように、山の手入れや植林などの地道な作業が山腹崩壊などの災害を防ぐことにもつながってまいります。

今年度後半の「森の学校プロジェクト」では、子供たちによる植樹も計画しており、森林の持つ魅力や、山の大切さを伝えるとともに、森林の適切な管理が水害防止につながっていることなど、活動を通して啓発してまいりたいと思います。

我々はすぐ山に入って、適正な管理をしたいんですね。このことが日本が抱えている大きな問題、CO2対策にもなると。山があるばかりでは、CO2対策にはならん。適正な管理、適正な間で木を植えてあるか、太陽がよう当たるかどうかと。邪魔な木は取り除いて、また足らん木は補填していくというのが、大切な山の管理でございますので、こういうことはやっていこうと思っています。議員先ほど、4年とかって言われましたけど、2年目ぐらいからここに定めたいと思います。そのためには、山に入る仕組みをつくっていかないと。このたび、森林法変わりました、山に入る仕組みがずんと変わってきました。圃場整備と同じように、換地ということにはいかないんですけど、作業許可ということについてはできるようになりますので、このことを活用しながら、この安芸高田市、山を活用した活性化を挑戦してみたいと思っていますので、御理解をしてもらいたいと思います。

そのためには、まず子供たち。市民の方々が、山の大切さ、必要性をしっかりと訴えてもらうことが、我々の後押しになりますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 日本治山治水協会が発行された「山地災害に備える」という資料を読ませていただきました。自分の町に山地災害のおそれがある危険な箇所がどこにあるか知っておくことが大切だと書かれていました。市にはハザードマップがありますが、そこに載っていないところでも、危険な箇所はあるかもしれません。市と住民が常に意識して、危険箇所をチェックしておく必要があると思いますが、市長の考えを伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりなんで、我々がここに逃げなさいと言っても、逃げる経路において、危険性があつたら困るということで、これが今回の

水害の反省としてでもしっかりやっていかないと。また大きな意味で言えば、1000分の1ぐらいの大きな規模の災害があったとすれば、逃げる場所は例えば郡山に逃げても、郡山が危険地帯になるとるわけです。ただ、どこへ逃げたらええかということを市民とシミュレーションをしとかないとと思っています。

これを機会にしっかりと市民の方に啓発していきたい。このたびの災害でも、どこへ逃げりゃええんかと。地域のところへ逃げればいいのか、市役所に逃げればいいのかを、迷ってる方もたくさんおられますので、今後こういうことがないように、しっかり指導も啓発もしていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

まず、いろんなケースによって、逃げる場所が違うんで、そのことを市民の方々にしっかり理解してもらわないとと思っていますので、御理解をもらいたい。これは、我々行政の仕事だと思いますけれども、こういうことをしっかりこのたびの災害の反省としてもやっていこうと思います。どうかよろしくお願いします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

このたびの豪雨により、地域によっては避難勧告や避難指示が出されました。私は避難指示が出された多治比川周辺の知り合いのところに電話をして、避難の確認をしました。近所同士で誘い合って、みんなでアージュに避難された方もおられましたが、避難をされていなかった方もたくさんおられました。「高齢の年寄りがいるので、避難が困難だった。真夜中の避難はかえって危険だと思って、家の2階に避難していた。近くに避難所があれば行くのだが、アージュは遠過ぎて夜間は危ないと思い避難しなかった。」というのが避難されなかった方の主な理由でした。

私は、東広島市の志和町の知り合いが、大きな被害に遭われたということで、道路が復旧した8月に被災現場に行ったら、納屋がほぼ全壊し、大きな流木が2本屋根に突き刺さった状況で、1メートル近くある大きな石が5、6個転がっていました。話を聞いたら、親子で外に出ていたときに、急に土石流に襲われ、2人とも土石流と一緒に100メートル近く流され、九死に一生を得たということでした。娘さんがそのときの状況を話され、とにかく避難勧告や避難指示が出たらすぐに逃げるのが大切だということを身にしみて知らされたと言っておられました。

広島市では早目に避難勧告や避難指示を出したが、避難指示を受けて、避難所に逃げた人の割合は3.4%にとどまったと、新聞に載っていました。避難情報をいかにして住民の行動につなげていくかが、課題だと思います。避難の大切さを知らされる中で、安芸高田市の避難状況と課題について伺います。また、できるだけ多くの方が避難をスムーズに行うには、常日ごろから住民への啓発と避難訓練をしておくことが重要だと思います。今後の住民への啓発と避難訓練の取り組みについて伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「避難状況と課題、避難訓練」についての御質問にお答えいたします。

7月豪雨災害では、市内で1,194人の方が避難をされました。これは避難対象者数の4.1%に当たります。6日の午後3時半に、市全域への避難勧告を発令し、午後7時半に多治比川の一部などへ避難指示を発令いたしました。

避難者の約半数は夜8時30分までに避難をされていますが、残りの半数は、それ以降の夜中、雨のピークが過ぎた後で避難されています。より多くの人に、より早い段階で、明るいうちに避難をしていただくことが課題と考えます。

いずれにいたしましても、避難訓練は大切であると認識しておりますので、既に一部の自主防災組織で実施しておられますよう、事例を参考に、各自、自主防災組織と連携いたし、避難訓練を行えるよう、検討と働きかけをしていきたいと思っております。

災害対策本部におきまして、我々はまだ警報見込みでも、予測される場合には、明るいうちに避難所を開設することをこのたび心がけました。市内の6カ所だったんですけど、こういうことによって、お年の方々は、日中の明るいうちに避難をされた方も多いです。

ただ、この場合空振りがあるんですよね。このことは市民との啓発だと思うんですよね。空振りを恐れよったんじゃ、なかなかならんと。いわゆる他の市町、岡山県とかそういうことがございましたね。倉敷のほうで。避難勧告を遅く出したから事故につながったということがあるんで、我々も空振りを恐れずに、ちゃんと理解してもらう必要があるんだと思っております。これは平素から防災について、しっかりと啓発をかけていくことが大切と思っております。

安芸高田市は、他の市町よりも決して遅い状況じゃございません。早い時期に避難勧告を出しております。このことが成果として避難される市民の方々もだんだんと数が増えてきております。これは我々の今までやってきた成果と思っておりますけど、これからももっともっと啓発をかけながら、皆さん方に避難していただくことを心がけていきたいと、かように思います。

御理解賜りたいと思っております。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 先日、郷野の長屋グラウンドで、消防団が消火訓練をされているのを見ました。団員の方の機敏な行動が印象に残りました。

それぞれの地域では自主防災組織で訓練されていますが、地域の人にも身近な消防団員の方に避難のときの訓練を指導していただけたら、市民も参加しやすいのではないかと思います。消防団員への協力をもらう

ことは可能でしょうか。市長に伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 消防団と地域住民との連携だと思いますけど、既に消防団という方が地域の方々なので。ボランティアなので、我々はある程度負担をかけてはいけなと、いうことを考えています。

このたびの捜索にしても、我々行政だけ。うちの常備消防と警察でやろうじゃないかというように、ボランティアの方々にはしっかりと、いざというときに手伝ってもらおうということなんで。ただ、そういうように、地域によって、住民の方々が消防団と一緒に行動してもらおうということがあれば、やっぱり我々には大切なことなんで、啓発をかけていきたいと、かように思います。

貴重な御提言ありがとうございます。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

7月の6日から7日にかけて災害が発生して、7月11日には安芸高田市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが開設されました。市としては、本格的な災害ボランティアセンターが開設されたのは初めてです。

安芸高田市社会福祉協議会の担当者に話を聞くと、市の社会福祉課や危機管理課と連携をとりながら、11日からボランティア依頼の受付とボランティアの募集を始められて、15日にボランティア活動がスタートしたとのことでした。

私は初日になる15日の活動に、いつも一緒に活動しているボランティアの仲間と参加しました。社協の甲田支所に災害ボランティアセンターを置かれていて、担当者から作業現場や作業内容の説明を受け、熱中症対策などの注意事項を聞いた後、現場の甲田町高田原に着くのに30分もかかりませんでした。受付の対応もきびきびしておられ、スムーズにセンターを立ち上げることができたのは、とてもよかったと思いました。

災害ボランティアセンターの責任者の方に運営全般のことを聞いたら、スタートした7月15日から8月31日の終了までに、向原町や甲田町を中心に33カ所で活動し、ボランティアの参加者数は、社協職員を除いて、延べ300人だったということです。ボランティアの申し込みと、ボランティアに参加してもらおう方とのバランスも比較的うまく取れていたのも、大きな支障やトラブルもなかったということでした。

このたびの災害で、市社協の災害ボランティアセンターと市の災害対策本部との連携を含めて、よかった点と課題を伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「災害ボランティアセンターとの連携」についての御質問にお答えいたします。

災害ボランティアセンターにつきましては、安芸高田市地域防災計画において、市社会福祉協議会が設置・運営し、市及び災害対策本部は、ボランティア活動の円滑な実施のために、センターを支援することとされております。

このたびの災害では、7月11日に市社協が災害ボランティアセンターを設置されましたので、その際、土のう等活動機材・物資の確保や、ボランティアの要望・募集の市民への周知などを協議し、必要な支援を行ってきたところでございます。

市社協における活動資機材などの確保につきましては、このたびはさまざまな団体から高圧洗浄機や手袋、防じんマスクなど、たくさんの活動資機材や物資の寄附を受けられており、市からは土のうのみを支給をいたしましたところであります。また、センター運営の課題につきましては、市社協から平日のボランティアの確保が難しかったということをお聞きしております。

市といたしましても、平常時から市民のボランティアへの理解を得ることが必要と考えております。

御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 今回はボランティアに参加された人数が、一番多い日で29人、平均すると1日10人ぐらいだったので、受付がスムーズにいったということでした。大きな災害が起きて、今の2倍、3倍の人数のボランティアが必要になり、ボランティアの開設期間が2カ月、3カ月と長期になったら、今の社協の体制だけでは運営が厳しいと思うので、他の団体の協力が欠かせないと話されておりました。災害ボランティアセンターへの市の強力な支援をお願いします。

次の質問に移ります。

災害が起こった場合、被災者への支援をいち早く行うためには、市内の関係機関や団体と災害ボランティアセンターとの連携がますます重要になってくると思います。災害の状況によっては、ボランティアに参加してもらった人数確保も大きな課題になってきます。

今回は、災害ボランティアセンターを甲田支所に開設しましたが、災害の発生場所によっては、開設場所も臨機応変に設置する必要があると思います。また、いざというときに、市と社協が情報を共有し、万全な支援体制を組むためには、マニュアルに沿った訓練を定期的に行う必要があると考えます。

今後、市と市社協の災害ボランティアセンターとの連携をもっと強めていくことが災害復旧の大きな力になると思いますが、市長はどのように考えておられるか伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「今後の災害ボランティアセンターとの連携」についての御質問にお答えいたします。

災害ボランティアセンターは、市社協が設置し、運営をされることとなりますので、災害の際に、緊急かつ円滑な運営を行うためには、市や市の災害対策本部、または関係団体と市社協との連携は大変重要なこととなると考えております。

そのためには、議員御指摘のとおり、平常時からの連携のとれる体制づくりが必要でございます。この体制づくりの一つとして、平常時に市社協において、災害を想定したシミュレーション研修会を年1回実施されておられます。

また、このたびの災害では、ボランティアの確保が難しかったと聞いておりますが、この確保のためには市民の力が欠かせないと考えます。市社協と連携しながら、平素から市ボラネットの機能を生かし、ボランティア団体や地域の力が災害時に十分発揮できるよう、体制をつくっていく必要があると思っております。

今後も災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、市の災害対策本部や各部署において、平常時から市社協と連携を図っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 みんなで力を合わせて災害に強い安心・安全の安芸高田市になっていくことを願っています。

質問を終わります。

○先川議長 以上で、芦田宏治君の質問を終わります。

この際、11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

1番 新田和明君。

○新田議員 1番、新田和明。

皆さん、おはようございます。

通告に基づき、大卒2点について質問いたします。

質問の前に、このたびの西日本豪雨災害、また北海道地震で被災に遭われた方に心からお見舞い申し上げます。

本市におきましても、お二人亡くなられ、お一人がまだ行方不明な状況。1日でも早い発見と、亡くなられた方に心からお悔やみ申し上げます。被災された方が安心して暮らせる生活の復旧と、地域の復興を全力で働きかけてまいります。

また、酷暑の中、先ほど芦田議員からも話がありましたが、清掃ボランティア等のとうとい御尽力に対し、深く感謝申し上げます。

また、災害時には、市長を初め、執行部の方や5町の支所長を初め、緊急対応で支所配属になられた全ての職員の方には、市民の安全、安心のため、日夜災害対応をしてくださったことは、感謝申し上げます。

それでは1番目の質問に入ります。

議会基本条例の第3条第2項、第3項にこのように記しております。

第2項、市政の課題全般について、課題別及び地域別等の市民の意見を的確に把握し、市民の負託に応えること。第3項、個別的な事案の解決のみでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。とあります。役割を果たすためには、行政の監視機能、及び政策立案、自己研さん等により、議員みずからが資質の向上を図り、責務を自覚し、市民の負託に応えると、議員1人1人が市民とお約束しております。市民からの意見をもとに、政策提案していくことで、本市のさらなる発展に寄与できると思います。どうか真摯に受けとめ、また精査し、市民生活向上に活用いただければと思います。

私はせんだって7月、豪雨災害の状況を市民の女性から報告いただきました。全員協議会でも少しお話しましたが、7月6日の豪雨の夜、県道37号線を広島市内より安芸高田市に帰宅途中、豪雨により河川氾濫や道路の側面からの大量の水、また土石流で道路が全く見えない状況だったそうです。どこを走っているのかわからない。道を間違えたのかと錯覚するぐらい、いつも通っている道が、別世界のような感じとおっしゃっております。自分の前後に走っていた車もいつの間にかいなくなり、ふとそのとき、このまま死んでしまうと思われたそうです。最後になるかもしれない、そう思われた女性の方は、自宅で帰りを待たれている御主人にお電話をされたそうです。「お父さん、私は多分死んでしまう。今まで本当にありがとう。」と。電話先で御主人は、「そんなこと言わずに帰ってきてくれ。」と、涙、涙のやりとりがあったそうであります。何とか自宅に戻ることができ、奇跡的な帰宅ができましたとのお話を伺いました。

大枠1. お太助フォンの今後について、先ほどの御相談者から、テレビテロップでは全体感は理解できても、安芸高田市内在りどんな状況なのか。道路は大丈夫なのか。河川は氾濫していないのか。山、がけの崩落はないのか等、そこで本市に帰宅されようとしていらっしゃる方に対し、危機管理の徹底として、お太助フォンで案内されている内容をスマートフォンやタブレットで閲覧ができないのか。地域の緊急避難場所や道路、河川の状況を出先や帰宅中の市民に伝えることで、安心、安全につながると考えるが、お考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「お太助フォンで案内されている内容をスマートフォンや

タブレットで閲覧できないのか。」についての御質問にお答えいたします。

市ホームページにおきましては、災害情報のみならず、逐一新しい情報を提供させていただいております。スマートフォンやタブレットにおいてもこの情報は閲覧することができますので、御活用いただきたいと思っております。

また、災害関連の情報などについて、市民の皆様によりわかりやすく伝えるための工夫として、SNS向けの情報提供の手法について検討していきたいと考えております。一部は先の豪雨災害時にも導入をしたところでもあります。

なお、現在も広島県防災WEBや気象庁などの防災情報につきましては、自宅パソコン、スマートフォンやタブレットなどで確認することができますので、市民の皆様にはこのことをわかりやすく啓発する必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 私は7月5日、6日、地元高宮支所にて待機させていただきました。次々と入ってくる情報をもとに、職員が避難状況や河川、山林、道路の状況をきめ細やかにホワイトボードに記入しておられ、すぐさま情報をもとに連絡があった現地に急行、確認の後に本庁に報告されておりました。

6日お太助フォンでの放送案内は以下のとおりでした。少し抜粋して紹介いたします。

6日15時25分、先ほど市長もおっしゃいましたが、市内全域に避難勧告を発令しました。安芸高田市に土砂災害警戒情報が発表されており、土砂災害の危険性が高まっていますとの内容の繰り返しでした。また、16時20分には、三篠川の水位が氾濫のおそれがある水位に到達したため、三篠川周辺の浸水想定区域に避難勧告を発令しましたと放送がありました。

お太助フォンの画面では、文字の掲載として、氾濫危険地域名と危険な区域や開設する避難所が表示されておりました。このお太助フォンの危機管理情報と各支所から報告されたきめ細やかな報告をリアルタイムにお太助フォンやスマートフォンを活用し、案内することで、市内市外の方に細やかな情報提供が可能になり、それによって、安心と安全の注意喚起ができると考えます。

総務省2016年調べによると、スマートフォン所有は世代比率71.8%、個人においても56.8%の状況となっております。また、大手携帯電話会社の代理店をしている弊社におきましても、直近において、6割から7割はスマートフォンと掌握しております。外国人の方も含め、誰でも情報を入手できる仕組みが望ましいと思っております。

したがって、本市のホームページの閲覧、さつき市長おっしゃいまし

たが、スマートフォンやタブレットで簡単操作ができる改良、多言語、外国の方がきちっと見れる対応も含め、独自のアプリケーション等へつながっていく必要もあると考えますが、市長の考えを再度お伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。

このタブレットとかスマートフォンっていうのは、非常に常識的な問題なんで、我々が市民の皆さんにできるだけ見やすく伝達していくことだと思います。

先般も外国の方々が、それを見てから来られたわけですがけれども、残念ながらこれは国際交流協会にお願いしたということなんで、このことも我々平素からやっぱり連携をとってから情報の提供の仕方をこれから勉強もしていかにやいけんと思います。

いずれにしても、新兵器でございますので、年寄りの方も含めまして、ちゃんとこれは簡単に使えるんだという啓発をこれからかけていかないと、せっかくのいい機械も見てもらえんということになりますので、これからも啓発をかけていきたいと思います。

新しい新兵器を市民の皆様方に全部使ってもらって、その情報の中でまた安全を確認してもらいたいと、かように思っていますので、よろしくお伺いいたします。

これから、今度幹部会でも支持しますけれども、このことを市民にわかるようにするには、どうすればよいかということも、手法を含めて検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 調査研究も含めて市民にわかりやすく伝えていくと、いうことの市長の御答弁だったと思います。さらに開発して、今はどんどんどん日常、すぐにも内容が変わったりとか、アプリケーションがよくなったり、特にホームページからスマートフォンのアプリケーションに簡単に移行できる、安価でできることがいっぱいありますので、どうかそこを調査研究していただいて、1日でも早い改善をされることをお願いします。

(2) 次の質問に入ります。

平成25年10月から開始になり、5年を経過しようとしているお太助フォンであります。平成24年度補正予算の委員会での答弁の中に、お太助フォンで議会中継を各家庭でできる仕組みを設けたいとあります。いつ可能になるか、また今後新モデルへ変更のお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「お太助フォンでの議会中継、お太助フォンの更新」についての御質問にお答えいたします。

現在、議会中継につきましては、Y o u T u b e の映像配信サービスを利用して、本会議の様子をインターネットにより中継をされております。この取り組みは当時、お太助フォンを利用した議会中継には追加の費用が必要であることから、議会との協議の中で、安価にできること、インターネットが利用できる人は、視聴が可能であること、などから現在の手法が取り入れられていると理解しております。

お太助フォンを利用したリアルタイムでの議会中継は、引き続き現設備機器ではできませんが、録画したものを視聴することは可能でございますので、今後、市議会において議会中継のあり方の御議論をいただきながら、一緒に検討させていただきたいと考えます。

なお、お太助フォンの告知端末につきましては、平成32年3月までが法定耐用年数となりますので、それ以降に更新できるよう、新しいサービスの可能性や更新費用、機種選定も含めて検討する必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 答弁の中に、議会での検討が必要と、録画であればできますよという御答弁だったと思います。過去、さまざまな議論を尽くし、経費をかけないでできる限り市民に広報したいとの議論の中で、無料のU s t r e a m へと取り組みがなされてきたと思います。時代も変化し、先ほど市長がおっしゃったとおりで、今はY o u T u b e で同時中継という形になっております。

では、もっと市民に広く議会中継を視聴いただくということで言えば、先ほど市長もおっしゃいましたが、録画であればVOD対応機能のついたお太助フォンであれば、視聴が可能ということで理解もしてまして、私も確認させていただきました。

また、御提案部分なんですけど、定時放送の予算内で放送はできないものなんでしょうか。また、議会内で、再度議論は必要と考えますが、先輩議員の方々、いかがでしょうか。録画だったらできますということです。

市長に再度お伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な提案でございます。我々とすれば、市民の方々にいろんな情報を即座に提供したいということがございますので、議員の皆さん方のこれはぜひともいいことだから、金かけてもやれということであれば、前向きにまた考えていきたいと思っております。

どっちにしても、市民の皆さん方に議会のこととか、行政のことを的確に伝えるということは非常に大事なことでござりますので、どうかよ

ろしくお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 議論をしっかりと議会の中で話をして、とにかく市民に広報、また広聴
っている部分で、細かく、今安芸高田市がどんなになっとなるんかとか、
今議員1人1人がどんな決意で執行部の方へお願いしているのか、という
部分をしっかりと市民お一人お一人に確認していただく上で、お太助フォ
ンに録画をとにかく流していただくという旨を今から検討していきたい
と思います。

次の質問に入ります。

(3) 議会地域懇談会での市民からの要望で、お太助フォンを利用し
て、画面から市内のお買い物予約や地元の企業案内ができないのかとお
話をいただき、方向性または対応として、どのようにお考えかお伺い
いたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「今後のお太助フォンを利用した新たなサービスの導入」
についての御質問にお答えいたします。

お太助フォンの利活用という視点では、市民の皆様の利便性の向上に
つながる利用の拡大として検討が必要と考えております。費用対効果の
視点と市民の皆様のニーズを的確に捉えながら、必要性を検討してまい
りたいと考えてます。検討を約束したいと思います。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 必ず御検討をするというお約束をいただきました。お太助フォンの利
活用も含めて、とにかく地域で何が今問題なのかということを明確にし
ていきたいと思います。

高齢者や障害をお持ちの方で、外出困難な方への配慮として再度話し
ますが、社会福祉協議会様、商工会様、また民生委員様、生活支援員様
の御協力の中で、特に生活日配品をお太助フォンの画面操作から地元商
店に注文するという事は、地域の活性化にもつながっていくと考えま
す。

また、近隣の会社案内や、また会社の電話番号を表示するという事
になれば、利用頻度も高まると考えます。また、さらに企業案内をする
ことで、市としては広告収入にもつながると私は考えておりますが、市
長もしあればお答えください。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市4年前から光ネットワークをつけたんですけど、この使い
方を一番してないのがこの中山間地だと思うんですね。都会の人はも

うこれを使って、ネット販売などをやってるわけなんで、うちの方々が企業を含めて、ちゃんとこのことを活用によって、都会にはないサービスができるんだということを認識していかにかいけんと思います。もちろん、ネット販売もあるし、議員御提案のこともしっかりとできるわけですから、可能性を模索していったって、活性化につなげていくことが大事だと思っています。我々、私も含めて市民の皆様方にこの最高の武器である光ネットを活用して、これを活性化につなげていくんだということをしっかりとまた訴えていきながら、我々勉強して、そういう活用をしていきたいと、かように思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 市民の方でお太助フォンを設置された方に対して、再度1点なんですが、特に移住されて定住希望をされる方に対して、無償設置を今後の検討課題にさせていただきたいと思います。以前から、同僚議員からもせっかく引っ越してこられたんじゃないか、あげたらどうかって話も、私もお聞きさせていただいたし、この場でも聞かせていただきました。その部分も再度市長、検討をいただきたいと思います。

一たん先ほどの話に戻りますが、平成32年にはお太助フォンを新お太助フォンに変えていこうという話があったので、1点御提案させていただこうと思います。

新お太助フォンは、大体4万円から5万円が予想価格ということで聞いております。例えば、市民の皆さんの御理解をいただくということであれば、ワンコイン500円を5年間分割として月々の使用料金に加算する仕組みを取れば、高齢者の方に対し、一度に多額の出金をしていただくことなく、新モデルの移行も考えられると思います。個人負担金500円×60カ月で、3万円の御負担。市の負担は、お太助フォン本体が仮に4万5,000円だと、3万を引いた場合、1万5,000円が市負担と。4月1日、住民基本台帳、世帯数で言えば、1万3,492世帯、通知広報数で言えば、1万1,530世帯、配付比率の86.7%で計算して、1万世帯分で契約をいただくということであれば、1億5,000万が市の負担ということに、今後なっていくと思いますので、どうかその辺も含めて、御検討いただければと思います。

さまざまな議論が必要とは考えますが、5年超えて今度は7年入ると故障も出てくると思います。それもすっかり頭に入れておいていただいて、御検討課題にさせていただければと思います。

大枠2の質問に入ります。

あじさいネットについて、市長コラム第50回光ファイバーによるブロードバンドの整備の意義について書かれている中で、財源的にも40億円という膨大な費用を要しますが、合併特例債、国庫補助を活用し、実質75%以上の国費の投入、25%の市費分については、15年間分割で返済をしていただけるめどが立ちました。このたび安芸高田市において、整備

するシステムは、従来の有線、無線に変わり、行政情報伝達テレビ電話、高齢者の安否確認、危機管理、インターネット等、これまで以上のサービスがより低価格で迅速に提供できるものとなっています。

また、情報の伝達速度、専用回線の確保など、他の市町にないサービスの提供ができる特典となっており、この特典をフル活用して、企業の立地を有利に展開したいと思っています、とあります。約40億円かけた光ファイバーのインフラですが、国の資金等の活用で、実質、10億円が市の負担で、15年での支払予定、1年間の支払いが約6,600万円、1カ月が550万円ということになっております。

大手光回線会社の約半分の予算で光ファイバー網と一部無線整備地域設計により、設置当時914.3キロメートルで、ほぼ本市全域に光通信網を張りめぐらされたことは、大変評価できると私は理解しております。

そこで、(1)中国ブロードバンドサービス様の平成30年4月1日時点での御契約数がお太助フォンのみ6,004件、あじさいネットのみ404件、お太助フォンプラスあじさいネット3,638件で、合計1万46件の状況であります。また7月末では、お太助フォンのみからお太助フォンプラスあじさいネットのお客様が增加傾向ともお聞きしております。

安芸高田市光ネットワーク設置及び管理条例、第7条、第4項に、IRU契約を締結した電気通信事業者は、IRU契約に定めるセンター設備及び伝送設備の貸し付け料を市に支払わなければならないとあります。契約内容は、常に変化していると考えますが、現状と今後についてお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「中国ブロードバンドサービスとのIRU契約の現状と今後」についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市は所有するセンター設備や伝送設備の貸し付け料を条例に基づき、IRU賃借料として中国ブロードバンドサービスから支払いを受けております。

ネットワーク設備の運営に係る電気代や、機器保守費、電気工作物の点検料、電信柱への光ケーブルの共架料や本市が建てた柱に係る土地賃借料などの契約が対象となり、昨年度IRU賃借料は約2,700万円が支払われております。

また、中国ブロードバンドサービスは、このIRU賃借料とは別に、基本協定に基づき、税引き前純利益の一部を今後必要となる機器更新のための積み立ての一部として市に払っていただいておりますのが現状でございます。

御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 IRU契約とは、合意がない限り、破棄したり終了させることができ

ない、永続的な回線使用权のこと、別名、破棄し得ない使用权とも言われております。一般の賃貸借契約に基づく使用权に比べ、使用权者の権利を強く保護している契約となります。

ことし10月で5年が経過し、契約の見直しや新たな交渉が必要と考えますが、現在本市はIRU契約として年間先ほど市長がおっしゃった、約2,700万円を徴収されていらっしゃいます。IRU契約以外の手数料を中国ブロードバンドサービス様の利益の何%とかを受け取り、本市の基金積み立てをしていると理解はしております。先ほどおっしゃったとおりです。

28年度、歳入・歳出決算書、財産調書積み立て28の中で、決算年度末現在高で1億6,841万8,000円との状況であります。この基金は、今後光ケーブルのメンテナンスや、附属機器等の順次改修費用に充てられると考えますが、私は市の光ケーブルの状況を見て回らせていただく中で、かなりの箇所ですたや樹木、雑木の枝に挟まれ、今後ケーブルの切断へとつながる恐れがあるところを確認しました。

総務省も30年度から耐用年数の検証と見直しの検討を集中的に行う旨が述べられたところであります。一般的には光ファイバーの屋外については、15年から20年と言われてはいますが、確かな検証はないとお聞きしております。光ファイバーの屋外での耐久年数や接続機器の交換など、具体的に本市としてはどのようにお考えになられているのでしょうか。計画があるのでしたら、お知らせいただきたいと思っております。これがまず1点。

2点目としては、管理手数料及び保守点検料として、基金を取り崩すことなく、お太助フォンやあじさいネットの基本料金の合計の10%以上、IRU契約に盛り込む使用目的を明確にし、中国ブロードバンドサービス様から徴収することはできないでしょうか。

4月末の状況ですが、基本料金の合計が月2,000万円以上が中国ブロードバンドサービス様から想定されております。10%で交渉できたら、月200万円が新たに市として収受できる金額となっていきます。指定管理とは違い、IRU契約では、市が事業者に対し、市が建てかえた電柱、電気、空き地等先ほど市長おっしゃったとおりで全額請求できる契約。厳しいようですが、運営権に関して、民間の中では恵まれた環境での営業活動、特徴としては3つあります。ほかの事業者で入りにくい、市に不利益がない限り、変更がない。2つ目、プロバイダーの選択ができない。プロバイダーというのは、無限に広がるインターネットの入り口の門番という役目ですね。プロバイダーの選択が、あじさいネットしかできない。IRU契約は5年で微調整、まだ10年が本当の更新と。更新月以外では契約変更が原則できないと、私は理解しております。

本市に守られた営業活動ができ、実績が上がった分だけ、安定した収益が見込まれる状況。気になるのは、本市の管理としてお太助フォンやあじさいネットの契約、また解約状況や市民からの苦情、要望等も含め、

掌握されているのかどうかを含め、今後の取り組み内容をお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この問題につきまして、我々もよくこの光ケーブルの性格とか、仕組みというのは、あんまり勉強不足だったと思うんですけど、課題があれば今後契約を変更するわけですから、持続可能なものとなるように、再度検討していきたいと思います。

これ、うちだけじゃなしに、全行政の課題でもございますので、ここらはお互い話しながら、やっぱり大事なネットでございますので、しっかりと検討していきたいと。具体的には、総務部長のほうが話しますが、こういうことで今考えております。今は具体的な、苦情とか課題を整理しながら、次のステップへいくということで、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 ただいまの新田議員の再質問にお答えをいたします。

光ファイバー、御指摘いただきますように、この整備については、国庫補助を受けておりますので、議員も途中おっしゃられましたように、この機器の更新、これには法的な法定耐用年数を鑑みながら、次の更新をしていくということがございます。

短いもので6年、機器の中では6年であったり、先ほどケーブルの伝送部分でありましたら、10年とありますが、実際には議員御指摘のように、それらについて、本当に10年なのかという部分は、まだ技術的には確立ができていないというのも、お聞きしております。

ただ、それらを踏まえても、法定年数の早いものについては、もう既に今年度あるいは来年度あたりから検討をしなくてはならないというふうには考えております。

そのときに、議員も御指摘のありました、現在積み立てております基金、これを一部使っていくこととなりますが、全体の試算で言いますと、これだけでは足りないというのは現状としてございます。

これらを次の段階において、どのように工面していくのかというところで、民間事業者に契約の中身の見直し時に課していったらどうかということの御提案でございますが、これらにつきましては、現在その中国ブロードバンドサービスの経営状況、これらについても大変厳しいという状況もお聞きをしております。しかも、やはり世帯、人口の減少ということも、これらに関係してきますので、今後、かかる費用の積算、あるいは本当に耐用年数が実質どれぐらいで使用ができなくなるのかということもしっかりと検証しながら、かかる費用についての市としての工面の仕方というのは検討していく必要があるというふうに思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 総務部長にもお答えいただきました。

私はまだまだ企業努力でいけると思います。お太助フォンやプラスあじさいネットで約1万回線あるのであれば、今現在その中で3,600程度がネット契約ということであれば、まだ36%ということであれば、半分以上はとにかく目指していただきたいと。安芸高田市は、こんな町なんだよというのをとにかくインターネットを介してつながって、さまざまな形で参加していただきたいということを市として訴えていただくことをお願いさせていただきます。

あと、枝のところ、枝がかなり光ファイバーが圧縮していると、確かに、こうくるくる回って少々では切れないような光ケーブルにはなってます。しかし、今回の災害等で倒木したときに、ぶらーんと伸びて、切れずにいたんですけど、ただそれが本当に切れないのかといたらわからないんで、とにかく市として今枝木とか、樹木がどんな状況なのか、とにかく把握していただきたいということをお願いしておきます。

次の質問に入ります。

市民からの苦情で、インターネットがつながりにくい、または切断するとの御意見を伺いたします。ある一定の場所で発生しているように思いますが、20時から23時については、特に使用頻度が多く、つながりにくいということは理解できますが、今後の対応についてお伺いたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「インターネットサービスの今後の対応」についての御質問にお答えいたします。

インターネットがつながりにくい状況については、市民の方から市の代表メール等にも御意見をいただいております。サービス提供事業者である、中国ブロードバンドサービスによると、現在回線速度及び品質の改善に向けたインターネット回線の増強に向け準備を進めており、年内完了をめどに関係各所と調整しているとのこととあります。インターネットサービスのさらなる向上を強く中国ブロードバンドサービスに働きかけていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 今後つながるようになることでは理解させていただきますが、実際にコンバーターというのが2ギガから10ギガになって、約5倍の容量になって、送受信ができるようになるということで、すごく快適になるのかなということで、期待はさせていただいております。ただ、このインターネットが使えるか使えないかで、かなり大変なことがあるということ

で、ちょっと話もさせていただこうと思います。

携帯業界も3Gから4G、5Gと進化し、小さいものしか運べなかった状態がHD動画やショッピング、見逃したテレビ番組の視聴、ゲームやSNSといったような使うから楽しむ時代へ進化を遂げようとしています。自宅で楽しむインターネットは、つながって当たり前のインフラです。水道の蛇口を回したら水が出て、部屋のスイッチを押すと電気がつくのと一緒です。通信事業、関係者の責任は重たいと考えます。

最後の質問で、大変恐縮ですが、必ずつながるといふことの断言をいただけるかどうか、市長お願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま私もお答えして、年内、ブロードバンドに改善をしてるいうことを期待してるわけでございますけど、これが改善が余り思わしくないという場合には、ほかの手法も考えながらまた検討していきたいと思えます。

現在のところ、向こうも年内にやると言ってますので、ただ、議員御指摘のように、情報量が違ってきてますんで、ゲームやったりいろんなことするんで、このことについてはまた考えていかにやいけんと思えますけど、大事なネットでございますので、大きな容量に対しても対応できるようなシステム構築については、しっかり考えていきたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 毎月チェックしていただいたら、恐らく何で込み合ってるのかということも発見できるんじゃないかということで、期待しておりますので、どうか市としてもしっかり中国ブロードバンド様と打ち合わせをやっていただきたいと思えます。

3の質問に入ります。(3)です。

通信は、上り・下りで構成され、アップロードやダウンロードといったような双方向でやりとりをされています。最近では、クラウド保存された大容量データのやりとりが多いことや、常にインターネット回線に接続されての待ち受け状態といったようなこともあり、速度と通信の安定が求められます。企業誘致を進める本市において、例えば中国電力のメガエッグまたはNTTフレッツひかり等、ストレスが少なく速度の速い通信インフラの導入を要望される企業もあるかと思えます。場所、費用も考慮した上で、本市として必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「企業向けのインターネットサービス」についての御質問にお答えいたします。

あじさいネットを導入するに当たっては、NTTなど、民間事業者がコスト面等から、本市でのブロードバンドサービスの提供は困難であるとの判断があったことから、本市独自の光ファイバー通信網を整備することとし、その運営は、中国ブロードバンドサービスが契約に基づき担うという、さまざまなプロセスを経ての現在の姿がございます。

したがいまして、本市内の企業におかれましては、これからもあじさいネットを利用いただきたいと考えております。

先ほども答弁いたしましたとおり、年内には通信速度の遅延によるつながりにくさは、一定程度解消される予定となっておりますが、企業誘致を進める本市といたしましては、引き続き中国ブロードバンドサービスに対して、企業向け通信サービスの充実を図り、企業の利便性が向上されるよう働きかけていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 市長の言葉の中で、働きかけの充実という言葉がありましたが、本当に企業はインターネットは使えて当たり前で、つながって当たり前。大きい容量も流すということで、しっかり中国ブロードバンドサービス様へ大きな容量はできないのかということ、速度を含めて交渉いただきたいと思います。

平成30年度施政方針の中で、新たな取り組みとして、湯崎県知事と浜田市長との信頼関係の中で、県の事業を活用して、お試しオフィスを整備され、企業を現地に招き、執務環境や立地環境、生活環境などを紹介するお試しオフィスモニターツアーを実地される御予定、まさに今月9月28日、29日の金・土の実地とのこと。地域における新しい働き方を生み出す環境づくりを促進するとともに、企業が求める細やかな条件を把握するための取り組みを支援してまいりますとあります。

大手光ファイバー会社のインターネット環境を整備することは、先ほど市長おっしゃったとおりで難しいということで、せめて法人契約という限定された中で、安定した通信、専門の言葉で言ったら、600メガから1,000メガをどうか速度が可能となるよう、どうか最大の努力をするということのお約束をしていただきたいと思います。市長どうでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、県のほうもこの事業について非常に興味持っておられます。ただ、15社ぐらい来るわけですけど、この方々が非常に光について要望があると思うんで、できるだけ要望にかなえるようにしないと、ほかの町を選んでしまっていることもあるんで、その辺はしっかりと情報をやっていきたい。最悪の場合でも法人契約ができるような仕組みづくりをしていきたいと考えます。

まず、仕事づくり、人口減対策として安芸高田市の仕事づくりを最優先で考えていきますので、この点につきましても、しっかりとまた今の制度の改良も含めて、これからも考えていきたいと思います。企業誘致しようと思うたら、やっぱり企業としてもその条件がございますので、できるだけ条件にかなえて、ここに安芸高田市で起業してもらえような仕組みづくり、要望を聞いてまいりたいと思います。

要望によってかなうか、かなわんかは、また別の課題でございますけれども、気持ちとすればしっかりとここに広島県のどの市町にも負けないような仕組みづくりを考えたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 もう15社ぐらい決まって企業がまず来られるということで理解しました。そのときに、どうかストレスがあったとか、いろんな方の御意見をしっかりと聞いていただいて、次に必ず参考になって、次、次回、企業誘致につながる大成功になられることを期待しておきます。

最後になりますが、今後においても中国ブロードバンドサービス様と安芸高田市は、最高のパートナーとしてインターネットによる安芸高田市のまちづくり、IoTの仕組み構築をされることを希望します。IoTとは、インターネットの情報技術を利用して、物を動かし、効率的、効果的に町全体を融合していくシステム。スマートフォンを中心とするインターネットがもたらす経済的インパクトは目をみはるものがあります。使用者一人一人のさまざまなデータを収集し、その蓄積データをビッグデータ化して、処理、分析を行うことで、現状把握や将来予測、それに伴って価値創出や課題解決、また使う人によっては、提案が今後可能となってきます。まさにAI、今から人工知能を使ったロボットが接客する時代になると聞いております。

向かうべき方向性や重点課題、今取り組むべき課題と課題解決に向かい、導いていくためには、10年、20年後を中心軸となる本市の現在、30代、40代の若者を結集し、ここは職員の方も含めてという意味で理解ください。作業部会を立ち上げていただきたい。部会の中では、教育や後継者問題、外国人観光客、公共交通、民泊や観光戦略について、さまざまな課題の議論を尽くしていただきたい。また、2年後の先ほど話がありました、田んぼアートや道の駅へのお客様、誘引戦略についても、意見交換や情報共有を行い、わかりやすく、リアルタイムにホームページやSNSに公開し、方向性や施策の打ち出しを行っていただきたいと思います。

青年が主人公のまちづくりへ、友人知人に紹介したいまち、安芸高田市。おもてなしや人間味あふれる安芸高田市。どうかそんな町に市長はしたいとお考えですよね。最後お伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今の光ネット、IOTの活用というのは、やっぱり私もだけど、議員の皆さんも市民全体が考えていかにかいけんと思ってるんですよ。これまで田舎じゃ思うて諦めとった。人口少ない、山の中じゃ、イノシシが出ると。

ところが、この光ネットの出現のおかげで、都市との距離を少なくしました。このことをしっかり考えんかったら、安芸高田市の活性化はないと思います。これは我々もしっかり勉強しながら、活用していきたいと。このことをフル活用しながら、次の事業の展開、活性化に向けては考えていきたいと。職員一丸となって考えていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

貴重な御提言ありがとうございます。しっかり、この大事なことは活用できるような仕組みづくり、これからも勉強していきたいと思えます。ありがとうございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 以上をもちまして、一般質問を終わります。

○先川議長 以上で、新田和明君の質問を終わります。

この際、13時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時17分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。

一般質問の前に、このたびの災害で亡くなられた方の冥福と、それから被災をされました多くの皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

今回は、防災に関することが主な内容として、2項目通告をさせていただいております。

まず、自主防災組織について、市長に質問をいたします。

近年、全国的にも地震など、豪雨、いろいろな災害が多発、発生しております。安芸高田市においても、想定をはるかに超える災害が起きています。行政としても、その都度、対応には最大限の努力をしておられますが、広範囲にわたる自然災害時には、その対応には限界があります。受ける災害を最小限にとどめるために、行政はもちろん、私たち一人一人が日ごろから防災意識を持つことが大切だと思います。

現在、行政主導により、市内各地域に自主防災組織が設立されています。このことについて、5点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、市内で組織されている地域数はどのようになっています

か。また、組織率はどのようになっていますか。お聞きいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「自主防災組織の地域数及び組織率」についての御質問にお答えいたします。

組織数につきましては、9月1日に高宮町で1組織が結成されましたので、現在は82組織となりました。町別に見ますと、吉田町が26、八千代町が5、美土里町が5、高宮町が7、甲田町が29、向原町が10となっております。ただし、組織を構成する範囲が大きいものは、振興会単位、小さいものは行政区単位で組織をされておりますので、町ごとの組織の数に違いがあるところであります。

組織率につきましては、安芸高田市全体で92.3%であります。町別に見ますと、吉田町が80.2%、高宮町が97.4%、その他の4町が100%という状況であります。引き続き、組織率100%を目指して、結成の促進を図っていきたいと思います。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 この組織につきましては、行政も本当努力をされた成果があらわれているなというふうに思います。ただ、組織率だけで見ますと、それぞれの地域ごとに違うわけですが、全体を網羅した組織になってないというのが、実態があるわけですね。そのことについて、後の質問で行いますが、そういった安芸高田市のまず行政としての努力の成果を私は評価したいというふうに思います。

次の質問に移ります。

各組織の活動内容など、実態の把握はどのようにされていますか。また、情報伝達や相談窓口など双方の連絡体制はどのようになっていますか。お聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「各組織の実態把握と連絡体制」についての御質問にお答えいたします。

各組織の活動につきましては、自主防災組織補助金の申請や、防災訓練や講話のための職員派遣依頼などを通じて、随時把握をしております。

また、情報伝達や相談窓口などの相互の連絡体制については、毎年6月に組織の代表者に通知を送付し、代表者や役員の連絡先等を把握すると同時に、広島県などから情報提供があった場合には、随時各組織へも情報を共有することとしております。

自主防災組織からの相談は、本庁危機管理課を中心に、各支所においても対応をさせていただいております。

昨年度は、特に自主防災組織や地域振興会の代表者に集まっていたいただき、私のほうから直接、防災に関する心構えなどについて、お伝えをさせていただいたほか、避難情報の意味や発令の仕組み、補助金の活用などについて、情報共有する自主防災組織連絡会を開催したところであります。

今後も、自主防災組織と連携を図りながら、防災・減災に努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これまでの取り組みとして、行政としても相当の努力をされているというふうに思います。

今回のような、自然災害に当たっては、やはり自主防災組織との連携がなかなか取れない実態があるというふうにも思います。これは、その当時の災害の状況によっては、やむを得ない状況だというふうに思います。

そこで、行政と自主防災組織がより連携をとる必要があるのではないか。このたびの7月の災害におきましても、私も甲田支所のほうへ行きましたけれども、本当職員の皆さん、相当な対応をしておられますし、また消防団員の方も、相当の努力をして、本当限界状態にあるというふうな実態のように見受けられました。これは自然災害であり、やっぱり人間としては本当無力に近い状況にあるというふうにも思います。

そうした中で、各地域の自主防災組織がより情報が伝達できる体制づくりというものを今後構築していくことは、私は大事なんではないかというふうに思います。これは最後の質問のときにいたしますが、そういった実態を市長としてどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 自主防災組織の必要については、もっと行政としても市民の方々に啓発をしていかにやいけんと思っております。

現に、今振興会単位とか、自治会単位で言いますけど、幅の範囲が全然違うんですね。吉田町あたりでは、3,000人ぐらい対象の自主防災組織。あるところに行ったら、30人とかというように、エリアも違うんで、この辺の整理をするとともに、やっぱりその意義というものを市民の方々に理解してもらわにやいけん。

このたびショックに思うたのは、私回りました、地域を。そしたら、いわゆる避難をしなさいと言うて、歩いてくれた自主防災組織と、全然連絡がなかったという組織があったので、ええとか悪いとかじゃなしに、やっぱり意義というものをしっかり伝達してなかったということなんで、議員御指摘のように、これからちゃんと連携をとりながら、こういうときにはこういうんだというシミュレーションを踏まえた体制を取ってい

かにやいけんと、かように思います。ありがとうございます。

○先川議長 答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 当然、自主防災組織というのは地域差もありますし、人口問題もあるわけですから、そして組織のといえますか、エリアですね。そういうこともありますから、一概に全体が同じようなということはなかなか短時間の間では構築は難しいと、こういうふうに思います。これは、これから長い間、時間をかけてでも、行政の一つの責任としてでも、しっかり組織するとともに、中身を検証もしていく必要があると、こういうふうに思います。

次の質問に移ります。

指導体制は、また、指導内容はどのようなものがありますか。先ほど少し触れられましたが、ここで改めてお聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「指導体制及び指導内容」についての御質問にお答えいたします。

自主防災組織が行う防災訓練や防災研修において、消防署の職員や危機管理課の職員が指導を行っているところであります。そのほか、広島県の自主防災アドバイザーの派遣を受けて、指導していただくこともあります。

また、指導内容につきましては、防災研修では、避難行動の基礎知識や気象情報の意味など、防災訓練では、消火訓練やAEDなど救急救護訓練が多く、自主防災アドバイザーに指導していただいているときには、図上訓練や防災まち歩きを行ったこともあります。

引き続き、補助金を利用してもらいながら、継続的に研修や訓練が実施されるよう、取り組みを進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これまでの指導体制についてお聞きいたしましたが、また指導内容についても、やはり今災害が幅広い各種災害があると。救命の指導体制もできているというふうに聞きますけれども、いろんな想定外の災害が発生している中で、やはり自主防災会としても、学ぶと言いますか、訓練をするにしても、やっぱり偏ってしまっている状況があるわけです。これは、近年の災害を見ても、それは土砂崩れもありますし、河川の氾濫もありますし、火災も、いろんな災害があるわけですがけれども。あらゆる想定を、市の災害を想定した、やっぱり取り組みが今後必要になってくると私は思います。

想定外という言葉は通用しないと思いますが、しかしこの自然災害については想定外ばかりだと私は思うんですね。ですから、そういうこ

とを考えたときに、先の先を考える指導体制であり、そして指導内容であり、いうものを常に追求していくということが私は今後一番大事なことでないかと、こういうふうに思います。災害が起きてみなきゃわからないということもありますが、あらゆる想定をするということも、私は大事なんじゃないかと思います。

それから、避難訓練等にしても、自主防災会それぞれやっておられます。避難訓練をして、例えば大水が出て、河川が氾濫する、災害避難場所へ逃げる、その避難場所そのものが災害を負うという地域も全国各地ではありますし、災害の防災訓練をして、津波、このほうは津波はありませんけれども、例えば訓練をして、その高い山へ逃げる、ここまでなら大丈夫だろうという想定で避難をしたところが災害を受けるというふうな、本当想定外の災害というようなことも起こり得るわけです。

大変我々人間の知識、知恵だけじゃ、対応できない部分もあるんですけども、しかし行政というものは、あらゆる災害というものを想定をして、自主防災組織に対する指導体制というものもしっかり確立していくことが、これからの災害を最小限に防ぐためには、最大限このことが大事だと、こういうふうに思うんですね。

そういうことを考えて、これからの指導体制をこれまで以上の体制をどこまで追求できるかということも、検討していただければこういうふうに思います。それと同時に、これは自主防災組織として、やっぱり自分の身は自分で守るということも大事なことでありますので、そのこともそういった防災意識というものを一人一人が身につける。ただ、高齢者の方、障害を持っておられる方等もこのことについて、しっかり知識として持っておられても、自分では対応できないという部分がありますので、これは一番身近な人たちがそういう状況を把握しながら、今後取り組んでいくという、そういう体制というものも、行政と同時に自主防災組織の体制も、考えていく必要があると。こういうふうに思います。

次の質問に移ります。

組織にされていない地域に対して、市は今後どのようにされようとしているか、お考えをお聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「未結成地域の組織化、組織されていないところの組織化」についての御質問にお答えいたします。

現在のところ、吉田町、高宮町のそれぞれ一部ではありますが、組織化されていない地域がございます。これまでも地域の代表者等に対し、設立に向けて協議等を重ねてきたところでございます。

昨年度は吉田町で1組織、今年度では高宮町で1組織が結成されましたので、引き続き、未結成の地域へ出向き、自主防災組織の必要性などを説明していき、結成の促進を図り、組織率100%を目指して取り組んで

まいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 行政としては100%を目指すというのは当然だろうと思うんですけども、やっぱり組織化が難しいところがあると。今安芸高田市においては、地域振興会を中心に、組織しているというのが、多いと思うんですね。地域振興会へ加入していない地域もあるんですね。そういう人たちの対応というのは地元では、ちょっと困っておられるということもあるんですけども、やっぱりそこらは地元は地元としての地域を守る、または人命を守るというふうなことから、あえて声かけはしているんですけど、なかなか対応が難しいというところもあるようです。

このたび、全国的に災害が起きている、特に身近な広島県でも災害が起きているという状況の中で、やっぱりこういうときを機会に、やっぱり市民にもう一回新たな啓発をしながら、組織率の向上と合わせて、自主防災の組織の充実、それから市民の皆さん一人一人の防災意識を高めるとというのが今一番大事なときかなと、こういうふうに思うんです。

災害も起きてみないと、なかなか身にしみないということもあるんですけども、こういった人ごとのような感じで受けている人も多いと思うので、そういうところをこの機会にしっかり取り組みをしていただければと思います。

確かに、市の職員さんも、この災害対応に追われていますので、大変忙しい時期ではありますが、しかし市民の人命という財産を守るためには、やっぱりそういった行政としての責任を果たしていくと同時に、市民も積極的にこのことについて認識を新たにして、生活をしていくということがこの機会に大事だろうと、こういうふうに思います。

次の質問に移ります。

自主防災組織の充実と指導體制強化に向け、どのように市長はお考えかお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「自主防災組織の充実と指導體制強化」についての御質問にお答えいたします。

自主防災組織の充実につきましては、これまで各組織の活動実績や、今年度、県において実施をされます実態調査の結果も踏まえながら、活動が停滞している組織に対して、活性化を図っていきたく思います。

訓練の形にとらわれず、地域の行事の一部に訓練内容を取り入れて実施されるなどの工夫を検討してもらおうよう働きかけを行いたいと思います。

また、指導體制の強化につきましては、自主防災組織から職員派遣依頼に引き続き対応していくとともに、県の自主防災アドバイザーの派遣対象となる組織には、県と連携を図り、事業を取り入れていきたく思

います。

今年度も自主防災組織連絡会を開催するなど、組織が活動していく上で、参考となる情報を提供する場を設けるほか、先進的な活動をされている組織を紹介し、参考にさせていただくなどの取り組みを進めてまいりたいと思います。

御理解を賜りますようお願いをいたしたいと思います。

いずれにいたしましても、行政の責務は果たしますけれども、市民もこの自主防災の必要性をしっかりと感じてもらうことが、この事業の成功につながると、かように思っています。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 行政としては、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるというのが、最大の課題でもあり、目標でもあると思うんです。いろいろ事業を展開しておりますけれども、このことが一番、命を守るということが一番大事な基本になるということだろうと思います。そのためには、やっぱり行政としての責任は当然あるんですけれども、行政がこういうことを自主防災組織に対して、ああしてくれ、こうしてくれって言いますと、やっぱり行政の責任転嫁のような物事の捉まえ方をされる部分もあるだろうと思うんですね。

しかし、それはそれとして、やっぱりそういうことを恐れずに、やっぱり行政としたら、市民の皆さんの生命、財産を守るという観点から、言いにくいことであっても、やっぱりある程度、強く要請をしていくというのも、私はこれが行政指導の本当のあり方だろうと思うんですね。

ですから、そのことを時間をかけてでも、自主防災組織としても、これは行政の責任転嫁だということじゃなくて、自分たちが自分たちの地域をどのように守っていくかという自主防災組織をしっかり充実、強化していくという、こういう考えをしっかりとPRしていく必要があるだろうと思うんですね。必ず行政が責任転嫁しているというふうには捉まえられないんですけど、私はそうではないというふうに思います。そういうことを強く私は要望しておきたいと。そのことは自分自身の生命、財産を守るということにつながるといいますから、これが行政指導だろうと私は思っています。

そのために、避難勧告、避難指示、避難命令というのがあります。避難命令といったら、絶対法律的な効力を持ちますので、そういうことから考えて、この命を守る政策というのは、そういったある程度強制的な指導体制というのも私は必要ではないかと、こういうふうに考えておりますので、ぜひこの災害、本当に大変な災害を広島県内でも受けた状況の中にあって、そういうことをやっぱり市民も考えていく努力をしていただきたいと思いますし、行政もそのことを積極的に指導体制の強化をしていただきたいと思います、こういうふうに思います。

その点について、再度市長のお考えをお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 さっき議員御指摘のように、決して責任逃れで言っとるわけじゃないんで、御理解を賜りたいと思います。行政としてやるべきことは、しなければいけない。だけど、例えば行政に頼って命を落としちゃ困るんで、いわゆる神戸震災とか見ていると、行政が手の届かん場合があるんです。物理的に。例えば、神戸震災なんかやったら、消防車も行けんようになったとか、橋がなくなっ行ってけんようになったとか、こういうことがあるんで、防災の基本は、まずは自分ですよということを、やっぱり知っててもらいたいということです。決して手を抜くというんじゃないしに。そのことは、やっぱり安全につながるんだということでございます。

そうかといっても、我々行政としても適当に情報を与えながらやっていかなければいけないということなんで、理解をしてもらいたいと思います。我々も自主防災につきましては、このことがやっぱりしっかりとやっていくことが、防災力を高めて安心安全につながるんだということでございます。

おんぶにだっこで行政がせんかったけえ、だめよだめよというんじゃないしに、行政もやることはやるし、市民の方々もやることはやってもらいたいということです。特に、防災意識は自分の地域は自分が一番よく知ってるわけですから、把握しとってもらいたいと思うことです。こういうような観点で、協力を得ていかにやいかんと思います。

手応えを感じたのは、このたびの避難指示をやると広島市よりか、うちのほうが従ってくれちゃったです。これ前よりか大分進化です。ただ、空振りしたんですけど、このことを恐れよったらあれもできんのんだけど、このことで避難についてはかなり対応してくれると。自主避難につきましても、うちはよそに先駆けて前の日から気象情報がなくても、明るいうちからということで、各支所を開放いたしました。これはよかったと思います。

自分らも、自分も宅地買うたんじゃけど、ちょっと防災機能が乏しいのうと思うたら、自分が自主的に避難をされてますんで、こういう意識の向上が見られてますんで、これをさらに向上させるようにしていきたいと。我々も手を抜かんように、しっかり頑張っていきたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 自主防災組織も温度差があるというのは当然あるわけです。行政もしっかり指導体制もしながらやっている。ただ、行政の対応も限界があると、最初に申し上げましたが、そういうことから考えて、やっぱり我々市民一人一人が防災意識をしっかりと高めるということを、行政として訴えていくという姿勢をしっかりとっていただければと、このように思います。

次の質問に入ります。

ため池の安全点検と、適正管理につきましてお伺いいたします。

ため池の管理は、原則地元受益者で行われていますが、水田の管理委託、管理者の高齢化などにより、平素の管理がこれまで通り行われていないものがあるようです。行政として、防災の点から、ため池の安全点検と必要に応じて管理者への適正管理要請が必要ではないか。また改修等必要な場合、助成制度の拡充を検討すべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「本市における、ため池管理の現況と、ため池点検・管理の取り組み」についての御質問にお答えいたします。

ため池の受益者は、ため池管理者として、適切な点検・管理を行う責務があります。しかし、本市においても、農家の高齢化、農家戸数の減少により点検・管理体制の弱体化という課題がございます。

7月から8月下旬にかけて、7月豪雨災害を受け、農林水産省ため池対策検討チームが、本市を含め広島県内全てのため池の現地調査を実施されました。今後、現地調査の結果の取りまとめと、分析データが提供されると思います。

これらの調査結果に基づき、大きな変状が確認された、ため池については、管理者に適正な管理を要請することを検討していきたいと思っております。

また、改修や廃棄に必要な助成制度の拡充につきましては、国・県の動向を踏まえながら、今後の課題として検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 このため池の質問については、本当は10年前に質問させていただきまして、行政としての点検をしていただいたというふうに思います。

それから10年たっておりますが、その間、高齢化も進んで、地元の人たちも管理ができないと。それから、法人化がされている中で、それぞれの個人個人の農業の水田管理の意識が薄くなっているか、なくなっているというか。そういうことから考えて、このため池の管理もおろそかになっていると言ったら失礼かもしれませんが、なっている現状にあるというふうに聞くわけですね。そのため池から流れている農業用水路の管理も、なかなかできてなくて、そこへ倒木、落ち葉、そういうのがあふれて、下流にどっと流れてくるというふうな状況もあると聞いております。

それから、ため池について、これをテレビでもやっていますし、新聞でも載っておりましたかね。大正から明治にかけてつくったため池が、そういう時期なので、安全面からしても、また葉も古くなっておりますので、そのためには木の根とかいろんなものの状況があるわけで、崩壊し

やすいという状況にあるというふうに聞いております。

ため池の管理者の責任と言いながら、最終的に、被害を受ける方は、今新たな住宅団地ができたり、その農家以外、そのため池の管理責任者でない人たちが、下流に住んでおられる状況が今安芸高田市でもあります。そういう人からも相談を受けたんです。ちょっと心配でいけると。私は管理の権限がないので、なかなか言いにくいと。あんたが後から住んだんじゃないかと、こう言われると、いうふうなこともあって、なかなか私たちが言いにくいということもあるんです。

ですが、しかし、最終的には管理責任が問われるわけですから、そのことについても、適正に管理していただくという要請を検討するとおっしゃいましたが、早目にしていく必要があるんじゃないかと思うんですね。ですから、この一般質問をさせていただいたんですけれども、そのために、安全基準というのはいろいろあるんでしょう。そのため池いうのはですね。場合によっては、本当危ないため池もありますし、長年、もっているから大丈夫というのもありますし。それから、そういうため池の改修をして、相当の金をかけて改修したという地域もあります。

まちまちなんですけれども、私は今の混住地域とか、いろいろある中で、やっぱり行政としての安全管理に対する責任というのはどうかわかりませんが、やっぱり市民の安全、安心なまちづくりをするためには、そういう指導体制も私は要るのかなと思うんですね。そのためには、やっぱり管理者が少なくなっている状況の中にあっては、やっぱりその補助体制といいますかね。国と県も挙げて、やっぱり行政がある程度主体的な取り組みをする時期にあるんじゃないかと。これは当然管理者の責任よと申っただけじゃ、済まないような実態が今新聞でもいろいろ掲載されています。そういうところの、この安芸高田市で住みやすいまちづくりをするためにも、このため池の安全点検、そして管理者への要請、そして助成制度の拡充というところをもう一回改めて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私もため池について同感でございまして、基本的に言うたら、これ受益者負担だから、受益者がちゃんと管理しなさいと。事故が起こったらあなたの責任ですよと、言やあええんじやろうけど、そうは言えんところもあるよね。行政とすれば。やっぱりそこらの安全点検いうのは、行政の責務だと思います。

今幹部ともやっているのは、災害が終わったらすぐ点検を行いたいと思っています。ただ、点検を行うと言っても、非常に用水路だけがつまったりなんかすることもあるんよね。今度は。つまったら今度は水位が上がって、これ古いタイプですから、土ですから。越流したらダム壊れちゃうんですよ。この、タイプ違うんですよ。非常に危ない状況ですね。下のほうに住んどる方が、危ないものが山の上にあるって知らん人がい

っぱいおってんですよ。あんたの知らん間に上へ2,000トンの水がたま
とるとよというところがいっぱいあるんですよ。

こんなことになってるんで、我々は責任をもって再点検していかないと
いけんと思います。それによって、やっぱり破棄するダム、使われて
ない。このたびの向原については、皆さんが理解されてから、もう壊し
てくれということで壊しましたけど、そういうこともやっていかないと
いけない。要るんだったら、またつくっていかないといけない。我々が
農業だけじゃなしに、多目的にためていると、自然環境守るために要る
かもわからん。防災機能保つために要るかもわからん。あのため池があ
るために流量が一遍に出んこうに、調整機能を持ったとえば、やって
みると。そういう機能を持てば、我々も協力をできることになるわけ
です。今度治水面から。そういう多角的に考えながら、今の防災、ため
池がどうあるべきかというのを地権者、有権者を踏まえてこれから検討
していかないといけない。要らんもんならこうだと、要るものは利用し
ていく。どこも要らんのだったら、もう破棄していくと。というような
ことに考えていかないといけないと思います。

これは、知事さんも同感でございまして、大きいため池は県がすると
言ってます、あるいは補助対象についても、国のほうへ要望していく
と。いわゆる壊すお金が要りますでしょ。そういうこともしていくんだ
と言ってますけど。知事とか県がどう言おうと、うちの安全はうちが
守らにゃいけんので、うちはそういう観点からやっぱり皆さんを説得し
ていきたいと思います。

まずは点検。ほいで、要るものは要ると。これため池だけじゃないん
ですよ。砂防ダムとか、治山ダムとかね、そういう機能のものがいっ
ぱいあるんですよ。これもしっかり点検しながら、安全確認していか
ないと次の洪水が来たときに、非常に危険になると思います。このたびの
このことについては、向原の戸島でいい経験をさせてもらいましたんで、
これを教訓にしっかりと対策をとっていきたいと。

うちの消防署が、水路が壊れて越流するんで、昼夜で水かえをしよっ
たんですよ。こんなことも行政せんにゃいけんようになってくるわけ
ですよ。下に団地がございましてからね。こういうような安全確認をして
いかないといけない。地権者が何人になろうと、話し合いをしっかり持
って、要るものは要る、要らんものは要らんと。要らないなら破棄して
いくという対策も必要と思ってます。これ非常に見えん位置なんで、知
らんかったとこに水がたまったということも起こり得るんで、しっか
りと対策を講じてまいりたいと思います。

ありがとうございます。全く同じことを思ってますんで、期待をして
もらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 ため池は個人責任と、管理は自己責任というところから、ちょっと一

歩強制的に踏み込む必要があるときだろうと私は思っているんです。新聞でもそういうふういろいろ書いてありますが、そういうことをやっぱり安芸高田市も最先端をきるぐらいで、その取り組みをしていくという。

それで、先ほど市長さんもおっしゃいましたが、ため池があること自体、わからないという人がたくさんおられます。若い人が住んでおられると全くわかりません。ハザードマップを市が出しておりますが、そのため池は、絵はかいてあるんですね。ですが、そのため池がもうちょっと危険かどうかいうふうな表示か何かをする仕組みもできんかどうかと。こういうふうに思うんです。

私は、やっぱり自分が住んでるところの安全を確保するためには、住んでいる地域はどうなってるか、本当にここは大丈夫なのかということ、これは河川の付近の人たちもそうなんですけれども、そういったことをやっぱり自主防災組織と先ほど質問しましたが、自主防災組織の中でもしっかり取り入れてやってる地域があるんですね。そういうことを考えながら、ハザードマップもつくりかえるぐらいの取り組みがあってもいいと、私は思いますが、市長どうお考えですか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどため池の徹底調査すると言ったんですけれども、その成果については住民に十分情報提供していくと同時に、将来の方向についても、しっかりと把握していきたいと。危険性については、ハザードマップ等には周知しながら、やっぱりそれを踏まえた上の防災対策をやっていくことが大事だと思いますので、早いうちにそういう周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まずは、実態がどうなってるかということ調べるのに、また時間かかると思っておりますけど、こっから始めたいと思っております。

受益者じゃ言うても、わしらできやせんと、人数が少なくなっていると多分そういう答えじゃろうから、理屈のつくものについては、先ほど申し上げたように要らんか要らんのか、全く要らんのか、ということはしっかり判断しながら、していきたいと。ため池というのも立派な安芸高田市の財産ですから、これを生かした農業とかあるわけですから。これも生かしながら考えていきたいと思っております。貴重な御提言ありがとうございます。

○先川議長 答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 このことについても、行政として言いにくい部分もあると思っております。逆に、わしらの管理しよるんじゃけえ、行政関係ないよという人がおられるかもわかりませんよ。しかし、安全ということから考えて、防災という観点から考えて、積極的指導も強制的な部分も多少あるかもわからないと。そういうことも知って、市民の方にも知っていただくということも

大事だろうと思います。

自分たちの町を安全で安心して住み続けられるまちづくりをするためには、市長いつもおっしゃっておりますが、市民総ヘルパー構想とか、いろんなことがあります。そのことをやっぱり市民一人一人が再認識していくいい時期だと私は思っております。これからの市長の対応を期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○先川議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 青原敏治君。

○青原議員 16番、青原敏治でございます。

まず最初に、今回の西日本豪雨災害、あるいは北海道地震の災害に亡くなられた皆さん方に心からお悔やみを申し上げるものでございます。また、被災された皆様にもお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

今回も大枠2点、質問をさせていただきます。

まず最初に、児童公園・農村公園についてお願いをいたします。

前回、農村公園について質問をしましたが、今回児童公園も合わせて質問をさせていただきたいというふうに思います。

先般、議会のほうで地域懇談会をやった中で、市民の方から公園がない、子供たちが安心して遊べる場所がないということをお意見をいただきました。そこで、今ある公園の整備・環境を整えてもらいたいということです。今回の整備方針について、今後の整備方針について、お伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「児童公園・農村公園」についての御質問にお答えをいたします。

安芸高田市には幾つかの公園がございます。土師ダムにあるのどごえ公園や、農村公園、吉田運動公園やサッカー公園、児童公園などであります。

これらは、さまざまな目的により設置をされたものでございますが、いずれの遊具等も経年劣化が著しく、安全管理には多額の費用もかかり、苦慮しているところではございます。それらを全て十分に整備し、環境を整えていくことは、非常に困難であります。

本市の重点施策である、子育て支援、若者定住の観点から言えば、子供たちが安全・安心に遊べる整備された公園は必要であると考えておるところであります。

そのため、公園の整備につきましては、選択と集中などの合理化を含め、地域資源を活用する仕組みを検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員

今まさに市長さんが言われた通りだろうというふうに私も思います。ただですね、遊具とかいろんな設備、いろんなことがあると思うんですが、それについては今ある物は、ええぐあいにやってもらいたい。きれいにしてもらいたいというのはあるんですが、遊具がなくても、ただ広場だけでもええと。安全に遊べるところが欲しいということなんです。そのことによって、やっぱり地域の子供がそこに行って、一緒に遊んどると。ちょっとこれはマンネリ化したよの、ということになれば、土師ダム行きやええんです。サッカー公園行きやええんですよ。

そういうふうな形で、近所でちょっとした広場があればそこを危なくないような手入れをちょっとして、そこで遊んでもらうとか、それは十分なわけにはいかんかもわかりませんが、やっぱり十分にすればするほど、それは皆さん喜んでもらえるんだと思うんですが、ある程度はこれならこけてもすりむくくらいよねとか、いうのであれば、私はええと思うんです。その程度の公園を市内各所へつくってほしいという思いがしております。

そういうことで、今の遊具があるのは土師ダムにあるんじゃないか、そこへ行きやええということを思うんですが、ただ行くのにも、この前高校生との意見交換会の中でも出たんですが、交通手段がない、言うてんですよ。そういうところもね、整備をしていただければ、行かれるんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、拠点になる公園は、土師ダムだけでもええと思うんですよ。ただ、そこに行くアクセスをきちっとしてもらいたい。それと、今の近所でちょっとした広場があれば、そういうのを整備してもらいたいという思いで、今回の質問をさせていただいております。

今の八千代の日南公園を今回は災害で進入路のところ土砂崩れになったと、あれもすぐに直してもらえるとというふうに聞いておりますけれども、そこらあたりでも、遊具を撤去してもいいんですよ。トイレはなくてもええんですよ。きちっとしたものを誰が行って遊んでもけがをせんような形をとっていただきたい。

私が前回質問した後、地域の人のところへ行って話を聞いたんですが、あれは子供らはようけようけ使いよるよと。いうことを聞いてるんですよ。どういう報告をしちゃったのかなという思いはせんでもないんですが、そういう実態もあるということは、承知していただきたいというふうに思いますが、再度、そこら辺について、市長さんのお考えをお聞かせ願いたい。

○先川議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

児童公園につきましては、安芸高田市全般にわたって、全然足らんことも聞いていますし、子育てのためには、なくてはならない、と思っております。サッカー公園や、運動公園に行けといっても、大きな公園で

ございまして、通常遊べる公園がないということは事実でございますので、今後とも空き地を利用した運動公園をつくっていきたくと思っています。

吉田町で言えば、住宅の跡地をちゃんと使って新町のところへ今つくってますけれども、そういう形、そこは遊具はないですけれども、市民の方が安心してやれることは、これからも心がけていきたいと思っております。

市民が使ってくれば、優先的にやるんですけれども、なかなか使わん公園まで、あるけえやれというんじゃなしに、やっぱり利用性、利便性も考えた上で精一杯していきたいと思えます。これ少子化のためにもやっていかにやいけんと。

ただ、交通の便をちょっとと言われると、今田舎じゃ無理なんですね、これ絶対に。バスを通して乗ってくれりゃいいんだけど、その赤字は市が補填しろということになると、1,000万、2,000万の金が要るわけですから、それはちょっと無理にしても、自分たちで連れて行くよとか、お太助ワゴンを使うとか、こういう工夫をしながら、こういうことに努めてもらいたい。議員御指摘のように、こういう整備は必要なんで、これからも全市的に目を向けて、できるところは整備していきたいと、かように思います。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 まあこれからどんどん整備をしていくということで、お伺いをしました。

今、ああは言うても、インターネット、あるいはSNSや、ブログとか、いろんなんので若い人がどどんどどんどどん使いよってですね。そういう情報はもう各所に流れるわけですよ。あっこへ公園ができたよ。あっこへ遊ぶところができたよとかいうようなのが、ネットで広がっていくような時代ですので、そういうところも含めて、そうすると先ほども市長も言われたように、若者定住、というようなところにつながっていくんじゃないかなというふうな思いがしておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

次の質問に入ります。

防災について。今回7月初めの豪雨災害を教訓として、再度防災について見直しが必要と考えます。毎回質問をしていますが、屋外スピーカー等も再度検討をされてはと思います。国の補助金制度など調査され、安価にできる補助金があるかもわからないと思いますが、市長さんの見解をお伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「7月豪雨災害を受けて、屋外スピーカーの設置を検討してはどうか」との提案でございます。

このたびの豪雨災害における情報伝達、とりわけ避難勧告及び避難指示につきましては、従来から申し上げている方法により情報発信をさせていただきました。基本的にはお太助フォンを中心に、その他緊急エリアメール、消防団員と車両による広報で対応させていただいたところがあります。

議員御指摘の屋外スピーカーにつきましては、利点もあると思われませんが、特に今回のようなケースでは、夜間における情報発信であったこと、また雨が降り続く中での発信であったことを考慮すると、効果については厳しいものがあったものと考えております。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、有利な補助や起債などの情報は、常に注視していくことといたしますが、現時点では具体的な整備については検討しておりません。今後の課題として受けとめさせていただきます。

御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 まあまだ検討をしてないということなんですがね。やっぱり私が思うのは、安心安全というまちづくりをしなければいけないということは、もう皆さん同じ考えだろうというふうに思うんですよ。この前の新聞にも載ったように、やっぱり防災というのは議員、あるいは市長さん、政治家にとってね、これは永遠の課題だろうというふうに私は思うんです。それはもう僕はずっと言い続けていきたいというふうに思います。

やっぱり国の補助金にしても、有利な補助金があると私は聞いております。私も実際に、それを見ておりますけれども、やっぱりそこらあたりを再度検討されて、安価で、市の一般財源の持ち出しがわずかでも少なくなれば、私は容易にできるんじゃないかなというふうに思いますよ。そういうところを再度よく検討されて、調べられて、こういうのがあるんじゃないかというのがあれば、探していただいて、やってもらいたいと私は思うんです。

まあ、なかなかそこらを調べてんないということになると、従来どおりの通信方法で広報でやられるんですが、お太助フォンにしたけえいうても、100%の加入じゃないですからね。それなら加入したらん人はどうなってもええんかとかいうような状況になるわけですよ。そうじゃなしに、やっぱり皆さんへ行き渡るといのは、大事なことだろうというふうに私は思う。そうすると全部全部やろう思うたら、それこそ莫大な費用が要るかもわかりませんが、そこはまあ補助金等々をいろいろ駆使されてやっていただければ、私はかなうんじゃないかなと思いますよ。そうすれば、今回の台風20号ですか、早期に避難勧告とか、避難指示とか出していただいた。これは大変結構なことだろうと思う。昼間にどんだんどんやって、予防していくといのは、大変いいんじゃないかなというふうに思うんです。ただ、それを聞き逃した人もおられるわけ

ですよ。

夜ならさっき市長が言われたように、お太助フォンで見りゃわかる。今回の北海道の地震のように停電になったらどうするんかということなんです。295万戸の北海道ほぼ全体を覆うような停電になる、ああいうことがなきにしもあらず。安芸高田市が全部停電になったらどうするんかというような状況。それは無線が使えるか使えんかというのは、私もようわかりませんけれども、そういうところも考えていけば、やっぱり屋外スピーカー等は、私は絶対必要じゃろうというふうに思っております。

そこら辺を、今の質問に対しての答弁があれば、再度お願いをいたしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

ないですか。

青原敏治君。

○青原議員 ないということなんですが、やっぱりですね、私はトップとして、あれだけ東京のほうに行かれるんですよ。出張されるんですよ。ちょっとどっか寄って、総務省寄ってから話聞きゃええじゃないですか。誰のために行きよるかということを出張されとるというのは、市民のために行つとられるんですよ。市長は。そうじゃないですか。市長は市民のために東京にも行き、どっかいろんなところに行かれるんですよ。だったら、国会議員の先生もおられる。役員さんもようけようけおられるんですよ。各省回ってから、いろんな補助がありゃせんかいうて探しゃええじゃないですか。私はそれが市長さんの仕事だろうというふうに思いますよ。

そういうのをやっぱり積極的にやってもらって、市民の安心安全を守っていただきたい。私はそう思いますよ。それについて一言。

○先川議長 市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことについては、私は市民の総意じゃないと思ってるんですよ。絶対。私のところに入ってくるのは。ない人はいっぱいおってです。だから、青原さん個人の意見で、議会全体の意見でもないと思います、これは。きょう答弁してください。だから、市民のことを思うから、市民の金使うてやるから、費用対効果を考えてやらにやいけんって言うてるわけです。これは。お金はかかります。今補助制度を調べてもお金かかりますよ。だから、こういうことは今お太助フォンで、今のことについてはちゃんとこのたびでも対応してきたわけですから、これで、いかせてもらいますと。執行部言つとるわけですから。もう3回ぐらいここで言ってますよ。それでわからなかったら、もうしょうがないじゃないですか。もう何回言ってもそういう答えですから。これは承知してもらいたいと。

一議員さんがおっしゃっても、そういう一人の地域の意見だけじゃなしに、市全体の意見ならもっと謙虚に受けとめますけどね。私はそう思っていないです。だから、このことは市全体を考えた場合は、今やるべき

ではないと、一応判断をしているわけですから、御理解をしてもらいたいと思います。すいません、答えにならんで。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 私個人の考えでこういうのを発言しとるといふふうにとられたら、私も心外なんです。今回の地域懇談会に出ても、各支所でどうなつとらんやと。スピーカーが欲しいよのということを聞いとりますよ。私だけじゃないですよ。議員の皆さんも聞いとってですよ。それは、議会全体の総意かどうかというのは、定かじゃないですけども。私は、私個人的な考えで言いはるんじゃないですよ。市民の方から言われるから言いはるんだと。私はそういうふうに思いますよ。そういうふうにとられたら、私は心外ですよ。

一般質問というのは、そうじゃないんですか。市民の要望を我々が代弁しよるんじゃないんですか。個人的なことは言やあせんですよ、私は。一つも。私はそういうふう認識しとりますよ。それを今のように、あんた個人の言い方じゃいうて言われたら、困りますよ、私も。撤回してくださいや。

○先川議長 市長 浜田一義君。

○浜田市長 個人的ないうことで撤回されても結構ですけど、そういう人に言って市長室来てもらうたら、説明しますから、来てもらってください。私も市民の意見聞きたいですから。ちゃんとやります。これを本当にとって、市民にとって大事な意見だったら、私は謝って皆さん方に了解求めます。そういうことです。

ただ、市政懇談会やって、一部のぽっぽぽっぽ言うたけえ言うても、そのとおりにとはならんと。いろんな事情もあるということは御理解してください。議員さんが言うたけえ100%できるわけじゃございません。絶対に。そりゃ私は私として、私も市民から選ばれた人間でございますので、市民の意見を聞きながら答弁をしとるつもりですから。決して個人的な意見を言つとるわけじゃない。

今大勢の意見が私に聞こえてくるときには、そういう意見は余り聞こえてこないですよ。今のでなけにや、防災ができんとかいうことはないですよ、全然。3年間1回もないです。こういうこと。

だから、教えてください。その言っておられる方を。ちゃんと私も話してから、納得できれば次の展開に行きたいと思います。

御理解賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 今はね、やっぱりあなたの意見とかどうこういうのは関係ないいうようなこと言われたんですけど、先ほどの答弁ははっきり言われとりますよ。青原さん個人の考えだろうと。それはどういうことになるんですか。私はこらえられん。訂正してもらわんと。そこだけは。

私は市民の代表として、代弁者として言いよるだけであって。それを今のようにね、あなた一人の考え方じゃというようなことを言われたんじゃない、私もやれんですよ。議長どう思われますか。

○先川議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 再開いたします。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの答えが不本意であれば、取り消しをしたいと思います。

これからもちゃんと市民の方々の意見を聞くようにしますんで。どうかよろしく協力してください。それによっては、また施策の展開も考えていきたいと思っておりますので、どうか御理解を賜りたいと思っております。

表現の仕方が悪いと言われれば、訂正をいたします。

○先川議長 ただいま市長から発言の取り消しがありました。

青原敏治君。

○青原議員 いずれにしても、やはり行き着くところは一緒なんです。市民の安心・安全、これが第一なんです。そのために我々も努力しよるわけです。執行部の方も、市長さんも努力されとる。ようわかる。

これをやっぱりまたしっかり皆さんと協議しながら、考えていきたいというふうに思います。どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○先川議長 以上で青原敏治君の質問を終わります。

この際、14時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時18分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 玉井直子さん。

○玉井議員 4番、玉井直子でございます。

通告に基づきまして、大枠2点質問をさせていただきます。

全国で226人の犠牲者が出た西日本豪雨の被災から6日で2カ月がたちました。あっという間の2カ月でした。私たちの地域は、何事も起こらない、地形的にも恵まれたよい地域であると信じていた方も多いと思います。

今回の豪雨では、特に向原、そして甲田の河川での災害は、本当に考えられないことになってしまいました。西日本豪雨は、人的被害、そして住家被害など甚大な被害をもたらしました。

そして、河川、道路、上下水道や農業施設、農作物などに多大な被害を生じさせております。

現在の本市の状況をお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「7月豪雨災害の現在の状況」についての御質問にお答えをいたします。

現在、先の災害に対しましては、復旧対策本部を設置いたし、復旧、復興に向けて、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

大型土のうなどによる応急復旧は、一通り完了し、二次災害を防ぐ、あるいは軽減するための応急処置は施しております。現在は、本復旧に向けて、現地の調査測量や設計などを行っており、災害査定を受けるための準備を進めているところでありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 私の住んでいる地域も被災いたしました。いろんな場面で、迅速な市の対応には本当に感謝しております。土のうを積んでいただいたり、2次災害を防ぐために、川のしゅんせつ、そして土砂の撤去など、早急に行っていただいております。本当に素早い行動で、本当に感謝しております。

災害ごみ置き場も近くにつくっていただき、市民の方が、被災された方々が、夏の暑い中の片づけが随分早くできたと喜んでおられました。

これは、本当に起きてみないとわからないことだったんだと思っております。なので、行政の対応には、本当に感謝しております。

(2)の被災地域、そして被災者に今の状況、そして今後の計画などを説明される予定があるかをお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「被災地域等への復旧計画の説明」についての質問にお答えいたします。

さきの議会全員協議会において、お示しをさせていただきましたように、広く、かつ、多くの皆様方にお伝えしたい一般的な事項につきましては、広報や回覧、お太助フォンなどにより、啓発をさせていただくこととし、大事なことは被災された方に対し、対象となる対応を御理解いただくことが必要でありますので、支所を含め、復旧対策本部全体で情報を共有しながら、きめ細かな対応に配慮していきたいと考えております。

このことにつきましては、発災直後から個別に対応させていただいている事案も多くございますので、引き続きそうした対応に努めてまいりたいと思います。

とりわけ、農地、農業用施設災害復旧事業などにおきましては、地元負担や個人負担を伴うものがほとんどでございますので、事前に十分に御理解をいただきながら、事業の実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。

御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 被災された方々は市の対応には本当感謝されていますが、これからどうなるかということが不安なわけなんですね。それで、はっきりとこの場所はこういうふうになりますっていうことが決まっているわけではないと思いますので、それを聞きたいわけではなくて、そこに至るまでの今の状況、そして今後こういうふうに進んでいくというような進捗状況を聞きたいんだと思うので、今2カ月たったわけなので、今ここで今の状況、これから先どういうふうになっていくかという、先ほど市長が言われましたように、言える範囲のところを市民のほうに話していただければありがたいと思っております。

私たちも聞かれてわかることは、答えさせていただいておりますし、支所のほうとか本所のほうに各課に行かせていただいて、聞かさせていただいておりますが、被災された皆様は、直接そういうことを聞きたいというふうに言われていますので、そういう場所をそういう機会をつくってほしいというふうに要望がございます。

もう一度市長にお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 被災された方は、ごもつともなことだと思います。

基本は、原形復旧というのが災害でございますので、元あったようにしてあげましょうというのが方向でございます。そのためには、ちゃんと調査をして、その予算の査定を受けなければいけません。これは、査定言うても、国会のあれを受けるんじゃないに、現地を見てからの予算査定でございますので、その査定を受ける準備をしているということ。金が決まったら、すぐ現地を決めてやるということですね。

だから、現在あるものはそのまま補修しようというのが基本的な考えです。我々はこの際だから悪い河川を直そうとか、こういうことを欲張りを言ってるわけですけどね、この分は手間もかかるんだけど、なかなかこれを検討するように言うてますけど、できるだけ対応してもらうようにしますけれども、基本は原形復旧ということですね。

だから、それに見合うような手続をせにゃいけん。そのためには工事の順番でございますけれども、まずは生活に関連したところから優先しようということです。生活に。例えば、ここの橋が落ちたから、なかなか生活が不便だとか、こういうところから優先順位を決めていこうということやってます。

基本的には私が、災害で今までに経験した事例によりますと、大体国は3年かけて復旧というんですけど、行政としましては、1日も早い復旧を望んでいきたいと思っておりますけれども、そのような大きな取り組みがあるようでございます。いずれにしても早く復旧していくことが市民の負託に応えることとなりますので、しっかりと要望していきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

○先川議長 答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 私もそのように伺っておりましたので、答えられるところは答えさせていただきながら、なるべく早く少しでもしていただけるように、御尽力をお願いしたいと思います。

それでは3番にいきます。

被災された地域は、今回の豪雨災害で随分、防災意識が変わられたように思います。市民の中では温度差はあると思います。避難行動につながる状況もありました。でも、やはり隣、近所が一番大事なものなんです。

自主防災組織の強化が必要ではないかと思っております。市長の考えをお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「自主防災組織の強化」についての質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、自主防災組織の活動状況にはかなりこのたび差があることを認識しました。特に、避難行動という面では、組織の規模や年齢層、または地理的な条件などの違いから、取り組み方に大きな差がありました。

先ほど宍戸議員にもお答えいたしました。自主防災組織の実情の把握を行うとともに、県のアドバイザーにも協力をいただきながら、自主防災組織の活性化に努めてまいりたいと思っております。また、今年度も自主防災組織連絡会を開催するなど、組織が活動していく上で参考となる情報を提供する場を設けるほか、先進的な活動をされている組織を紹介し、参考にしていただくなど、組織の取り組みを進め、組織の強化を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 一人一人の考え方だと思います。本当に防災意欲を高めてもらいたいと思っております。そして、避難行動をどう即していくか。避難情報をいかに住民の行動につなげるかが課題で、情報伝達の方法や市民の防災意識の向上策の検討が本当に迫られていると思います。

私は今回避難所に避難いたしました。今回の避難所開設が早く、高齢の方や移動が大変な方は、早目の避難ができ、本当に助かりました。私

が最初にその方たちを移動させて、それから自分たちで土のうをつくって、土のうを置こうかと思った10分ぐらいの間に水が増して、決壊しました。なので、本当に一瞬のことだったと思います。

本当に自分では考えられない、もちろん自分でも考えられませんし、想定外のことだったので、誰もが信じられない状況であったと思います。避難所に行きましたら、行政の方がちゃんと適切な対応をしてくださり、避難所でのエアコンの件はありましたけれども、避難所での生活は本当に皆さん安心して情報もテレビとそれからボードに書いていただいたよその地域の情報なども入れてもらいながら、皆さん一晩一緒に過ごしました。こんなことを経験するとは思いませんでしたが、どこでいつどういふふうになるかわからないなということを改めて感じる一晩でした。

自主防災組織というのは、うちの私たちのところでは結構盛んにされておりませんが、それでも実際に行動をとれるかといったら、やっぱりそれはできませんでした。できる人が、隣、近所を送っていくという状況に最後はなります。

先ほどから言いますように、一人一人の考え方がすごく大事だったというのを今回改めて痛感いたしました。なおかつ自主防災組織がしっかりしていれば、どんなときにでも対応ができるのではないかと思います、この質問をさせていただきました。先ほど、宍戸議員のお答えのときにも、お答えをされておりましたが、本当にいろいろなところから情報を得て、強化していただきたいと思います。そして、安心、安全なまちづくりになることを願います。

それでは、次の質問に移ります。農村振興についてでございます。

少子高齢化の中で、農村部については営農される方、農業用施設を管理する方が減少してきています。荒廃していく農地がふえるのは明らかだと思われまます。農村の荒廃を防ぐための農村振興についての考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「農村の荒廃を防ぐための振興策」についての質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、少子高齢化が進む中、農業従事者も減少しており、今後管理ができない農地や農業用施設がふえていくことは、大きな課題であると認識しておるところであります。

特に、今回のような大きな災害が発生すると、その復旧に多くの労力や費用を要し、農家の営農意欲を阻害する事態も懸念をされます。

国や県の施策では、担い手に農地を集積し、効率的な農業経営を目指すとしておりますが、兼業農家が7割を占める本市におきましては、農業の担い手確保に加え、担い手と小規模農家の連携等により、営農が継続ができる環境をいかにつくっていくかという課題について、今後も各方面との意見も伺いながら、取り組んでいきたいと思っております。

ございます。

御理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 少子高齢化はいろんなところに影響がありますが、本当に農村部については大変な、特に中山間地域では大変なことになっていると思います。今回、この災害がありまして、本当にまた痛感することがありました。川の中に井堰がありますが、そこが土砂で壊れたり、そして埋まって、それから氾濫したりというようなことが起きております。

この井堰のことにしても、農業従事者だったり、県だったり、部署がいろいろと違いますので、入り込めないところはありますが、やはり今高齢化で農業していく人たちも本当に大変な思いをされているので、そして今兼業農家の方ももちろん大勢いらっしゃいますし、大変なことがいっぱいある上に、今回のことがありまして、一週間ぐらいの間に今回でしたら、田んぼに水をやらなければいけないのに、水をやる方法がないと。どうやってやっていこうという本当に途方に暮れた一週間だったと思います。その中で一生懸命皆さんどうにか行政と相談したりして、処理をされて水を通すように、本当に水が一番必要なときに今回の災害が起きてしまったことが、改めてこれからどうやっていくかということを考えなくてはいけない事案になったのではないかと思います。

私たちができることは何なのかはわかりませんが、話し合いをする、それから皆さんでともに考えるということが今すぐ必要ではないかというふうに思っておりますが、市長の御意見を伺いたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、このたびの農業災害、ため池と全く同じなんです、ね、これ。受益者がおるんだから、基本的にはあなたらがこれで農業してるんだから、自分の金で直せというんだけど、そうは言いきれんところがちょっとあるということなんで、行政としては情報提供とか、こういうお話は聞くとか、次の施策についての方向性を出すとか、大事な課題と思っておりますので、早急にこうやって人集めて、ちょっと検討していきたいと。これをするためには、こういう国の支援がありますよとか、ということもございます。

災害復旧としても、普通の状況で復旧ができない状況の方がおられるということなんです。普通だったら、米でもうかってるんだから、この金出してから復旧すると。皆負担出すと言うんだけど、このことができないような状況が非常にあります。これはため池も一緒ですね。こういうことは行政としてもやっぱり意見を聞いてあげるところからスタートしながら、できるだけ支援できるかということも考えていきたいと思っております。現行制度では受益者負担しなさいですけど、洪水しゅんせつの為に要るとか、へりくつをつけてでも行政がかかわるような工夫をして

あげたいと、かように思っています。

まずは、皆さんを集めて、こういうことの悩みを聞いてあげることから始めたいと思います。よろしくお願いします。

○先川議長 答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 本当にまずは聞いていただくことが大事だと思っております。どうぞよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

兼業農家が農家から離れていくと、担い手だけで農地を守れる状況ではなく、荒廃が進むことが予想されています。水路、ため池の修繕は、水利権者である土地所有者が費用負担するようになっていますが、ここも高齢化で後継者もいない状況があります。

一方で、耕作者に負担を求めるケースもあるようです。土地の集積が進んでいる中で、担い手だけが負担するのは過大な支出となります。ある程度の大きなまとまり、その状況に合わせた柔軟な手法で、例えば学校区、振興会単位などで協同で取り組み活動を行うことがいいのではないかと思います。お考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「農業用施設の修繕に係る費用負担と広域的な取り組み」についての御質問にお答えいたします。

御承知いただいておりますように、水路やため池等の農業用施設の修繕等につきましては、受益者負担の原則がございます。地域においては、施設の管理組合等を組織され、維持管理を行っておられる場合もございます。

ただし、農家のリタイアが進み、担い手への農地集積が進みますと、結果として修繕等に係る個人負担が増加する状況も起こってまいります。

このため、修繕に係る国や県、あるいは市独自の補助事業を積極的に活用していただくとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度などを活用し、集落や地域ぐるみでの農地・農業用施設の管理を促進してまいりたいと思います。

これらをさらに広域化することにより、交付される予算の枠を確保することができれば、施設等の維持管理も計画的かつ効率的にできると思われませんが、事務の負担など、市としてもその仕組みづくりの課題を整理し、関係機関と検討してまいりたいと思います。

安芸高田市にも、農業集団とかいろいろございますけど、そこらと連携をとりながら、できれば広域的に負担がないような仕組みづくりもこれから考えていきたいと、かように思います。

○先川議長 答弁を終わります。

玉井直子さん。

○玉井議員 今若い人たちが農業を法人化して、農業をしようという方たちも本当

にたくさんいらっしゃいます。その人たちにもしっかりと手助けができるよう、そして個人の農家の方々も同じように悩みがたくさんあると思いますので、それも聞いていただきながら、何とかどちらにも続けていかれるような仕組みを考えていくようお願いして、私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で玉井直子さんの質問を終わります。
続いて通告がありますので、発言を許します。
15番 金行哲昭君。

○金行議員 15番、金行哲昭。
通告どおり、防災について、学校現場の働き方改革について、新学習指導要領について、質問させていただきます。

まず、初めに、防災についてです。

ことしの災害、我が市でも2人の方がお亡くなりし、全国でもいろいろな災害が起き、6月では大阪の地震、7月では西日本、主に広島、岡山の豪雨災害、また北海道では地震。どこでどのような災害が起きるかわからない現在、お亡くなりになられた方に深く御冥福を思い、また向原で1名まだ消息がわからない方に、早く消息がわかるように、心からのお願いを申し上げます。

日本では、こういう災害がございましたが、アメリカのほうでは、大坂なおみさんがテニスで、とんでもない言うたら失礼ですが、あんな大きなことができ、大谷選手は次々ホームランを打ち、カープは3連敗か4連敗か5連敗しとりますが、優勝は間違いない。サッカーはよし、ことしはやれると。いう悪いこともいいこともあるんが、この世の中でございます。

質問に入ります。

7月の豪雨災害についてですが、先ほど申し上げましたように、6月では大阪で北部地区の地震、7月では西日本、特に岡山、広島。我が市も向原、甲田町のほうでも大きな災害が起きました。また北海道でもございました。

まず、市長にお伺いしますが、我が市は地震とかいうのはないとは思いますが、まあわかりませんが、局地的に降る豪雨災害、今回の災害をどのような、今回の一般質問は災害についてかなり思いもあるし、皆さんも質問も聞かれとるんですが、私も今回の災害ほど、我々安芸高田市の皆さんでしようが、我が身に感じることと思います。そこらの思いをまずお聞きし、また自治体の災害対応力とは何か。対応力とは何かと私考えるのは、市町村のリーダーシップとか、職員の資質、防災の職員の研修訓練、地域防災を初めとする法制化、いろいろあろうと思うんですが、そこらの自治体の災害対応力とは何かということ、まずお聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長　ただいまの「7月豪雨災害に対する思いと自治体の災害対応力」についての御質問にお答えいたします。

このたびの豪雨災害において、極めて残念ながら死者、行方不明者合わせて3名の方がございました。亡くなられた2名の方の御冥福を改めてお祈りするとともに、行方不明者の捜索につきましては、県警本部、安芸高田警察署と連携しながら引き続き対応させていただきたいと思っております。

安芸高田市も災害対策本部から、復旧本部に切りかえましたが、この捜索につきましては、引き続き対応してまいりますので、どうかよろしくお願いたします。

とりわけ2名の方は、避難途中であったと思われることから、今後においてはふだんからの啓発に力を入れ、安全に避難をしていただく手法の確立に努めてまいりたいと考えます。

御指摘の災害対応力についてでございますが、一言で言うと、総合的な力であると私は思います。災害に備える力と、被災後の復旧のための力、これらを合わせた力を示すものと思っておりますが、とりわけ議員御指摘の部分は、まさに災害が起こりつつあるときの対応力のことと思われま

す。

このことにつきましては、いち早く災害対策本部を設置いたし、避難判断マニュアルをもとに、できるだけ早い決断のもと、ちゅうちょすることなく避難勧告、あるいは地域によっては避難指示というところまで出させていただきました。その中で初めての経験として、土砂災害警戒情報が全市に発令されている状況で、大雨特別警報が本県に初めて発令をされました。

雨量や河川水位のピーク時から見ても、28時間前から災害対策本部を設置し、避難所の設営やパトロール、避難に係る広報や土のう積み等の水防活動など、全職員及び全消防団員でこれに対応いたしました。とりわけ豪雨災害後の台風12号では、被災地域に避難指示を発令した段階で、避難指示対象世帯全てに、消防団員に訪問してもらい、避難を促していったところでございます。

結果として、7割の方々が避難していただいたことは、消防団員の皆さんの力を借りた大きな対応力として評価できるものと考えております。

御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○先川議長　答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員　まさしく、この我が市の対応力というのは、かなりのあれがございました。私も地元のミュージアのほうにも行き、また臨機応変にミュージアがだめだと思ったら、その近くの集会所に分散して対応していただきましたし、そこにも決まってないんですが、そこにもある程度の毛布とか乾パンとかも用意をしてくださった。まさに対応力、これが日々のあれだと考えております。

そこで、2番目の質問にいきます。

人の命が一番、これは日ごろ市長が言っておられる市民総ヘルパー構想、自助・共助・公助、その集まったことが今回のある程度の防災への関心が、皆さん個々に持っていらっしやっただのだと思います。人の命が一番。私が昨年、事前防災行動計画の設定はどうかということで、タイムラインいうことを質問させていただきまして、担当課もいろいろ考えてますということでございました。考えてもいらっしやいました。川のタイムラインはつくつとるということがありましたが、私はこれだけの安芸高田市の地域でも向原の地域、高宮の地域、美土里の地域、八千代の地域で、これだけの地域が集中豪雨が違って来るんですね。地域的なタイムラインか計画いうもんがね、個々にそこまでしなくてもいいと思われるかもわかりませんが、考えとくべきではないかと。それだけの必要性、そういうものの気持ち、それをまた住民に知らせるということが必要なかと思うんですけど、その点はどう思われるか、お聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「タイムライン策定」についての御質問にお答えいたします。

タイムラインは、アメリカで発生した超大型ハリケーンがきっかけとなって考え出されたと聞いております。予測される災害の時期から逆算して、警戒体制や避難体制等をあらかじめ、時系列で整理したものであります。

江の川につきましては、三次河川国道事務所と連携いたし、台風の接近・上陸に伴う洪水を対象としたタイムラインが既に作成をされております。県管理河川の多治比川及び三篠川につきましても、広島県と連携いたし、平成29年度にタイムラインを作成したところでございます。

当市におきましては、既に避難勧告等の判断・伝達マニュアルや災害時職員初動マニュアル等を整備しており、その中で、どのタイミングでどのような体制を取り、どう行動するかを整理しておるところであります。タイムラインと合わせ、各種マニュアルに基づいての、災害への対応を行ってまいりたいと思います。

また、地区ごとのタイムラインにつきましては、その時々々の雨の降り方により、地域によっては大きく状況が異なる場合がありますので、基本的には河川ごとのタイムラインを参考にしながら、市からの避難勧告や避難指示の情報を的確に捉えていきたいと考えております。

議員御指摘のように、降雨の特性とか、地域の特性がございますので、個々つくるのがベターだと思いますけど、今の段階では全体を網羅しながら、対応しているところでございます。

御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員

全体のタイムラインはかなり考えていらっしゃる。まあタイムラインという言葉をもう少し言葉で言うんですが、地域防災の計画表ということですが、個々にそういうことの、どういうんですかね。新しい言葉いうんですか。そういうもので、住民にもっと気持ちをもっていくということを個々に地域防災いうんですかね。そういうものをやっていくのに、タイムラインという言葉も吐いて、どんどん使っていけば、また皆さんの自覚というものが、申しましたように、自助・共助いうもんがね、もっと固まっていて、皆さんの意識が高くなると思うんです。

まず自分の命は自分で守る。自分が命を守るということの自覚の中に、大きなタイムラインとか、行政とかいうもんがあって、安全を守れるということで、我が市は大丈夫じゃなしに、我が市でもこういうことは大雨降ってなるということを知覚していかんやけんということで、私もそのタイムラインという言葉を使わせてもらったんですが。

あるところの町によっては、やっぱりタイムラインをする以前と、タイムラインじゃって言葉でやっているのは、かなりの意識も高まるとるということで、事例が出ておりますので、そういうところはまた順次市長も考えてやっていただきたいと思います。

それでは、大きな2番目の教育長のほうへお聞きします。

学校現場の働き方改革、これはいろいろ今は国、市長は働き方改革ということで、かなり突っ込んだ議論も出てますし、かなり進められておりますが。特に教職員の学校現場、いろいろ聞いておりますし、全国的にも我が市がどうなのかということではなしに、全国的にはいろいろな健康管理の問題、超過、過労死とか、認定されてるという学校の先生もいらっしゃる、職員もいらっしゃるということで、本市における教職員の健康管理の課題があると思います。その改善策とか、そういう予防などはどう考えておられているのか、教育長にお聞きします。

○先 川 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長

ただいまの「教職員の健康管理の課題、改善策」についての御質問にお答えをいたします。

学校を取り巻く環境は、近年より複雑化・多様化しており、学校にはこれまで以上に子供たちに対するきめ細やかな対応が求められています。また、情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、これからの教育は知識を活用し、協働して新たな価値を生み出す主体的な学びを促す教育を推進することが求められています。

こうした中、教員の業務は多様化し、長時間労働が恒常化している状況があり、健康管理上大きな課題であると認識をしています。

こうした状況を少しでも軽減するために、今年度から導入しましたのが留守番電話の活用と部活動指導員の配置でございます。これらの取り組みは、一定の成果は期待できるものの、教員の長時間勤務の抜本的な

解消につながるとは言えません。いずれにしましても、教員の負担軽減とモチベーションの維持向上、子供と向き合う時間の確保などは、教育の質の向上には欠かせないと考えています。今後におきましても、保護者や地域の方々の理解も得ながら、さらなる働き方改革の取り組みを進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今教育長が言われた話、今小学校の先生、中学校の先生で、健康の調子が悪くて休んでおられる方を把握されと思うんですが、お知らせください。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの金行議員の御質問でございますが、ちょっと詳細の人数は後ほど次長のほうから答弁をさせていただきます。

いずれにしましても、先ほども答弁させていただきましたように、本市におきましても残念ながら、超過勤務時間だけの影響ということではございませんが、身体的に体調を崩して、いわゆる病気休暇、さらには休職をとる教員が出ておるのも事実でございますので、先ほど申しましたように、何とか働き方改革というものを強力に推進をしまして、このあたりの解決に取り組んでいきたいというふうに思います。

詳細の数字は、ちょっと次長のほうから答えさせていただきます。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 いわゆるメンタル不調によって、通院または病休、休職等をとられております職員の状況ということでございますが、申しわけないんですが、ちょっと本年度、現時点での詳細な数字は手持ちで持ち合わせておりませんが、過去3年間程度で申しますと、小学校におきまして、平成27年度が4名、全体の教員の数が111名ですので、割合で言えば3.6%、それから28年度が5名、それから29年度が4名ということでございますので、小学校で言いますと、年間4名から5名の教職員の方々がメンタル不調で病休または休職をとっておられるという状況でございます。

中学校におきましては、27年度が3名、28年度が5名、29年度が6名という状況でございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 この病気というのは、やっぱりどこの職場行ってもあると思うんですが、特に先生にいろんな精神的な悩みが多いようでございますので、そこらは十分な治療とケアをやっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

病気とは関係あったり、いろいろなこと関係あるんですが、教職員の調整額の支給を定めた給特法第3条がありますよね。労働時間勤務の中で、労働者の時間が超過勤務の把握をされているか。私も第3条がどういうものなのか、よく知らないのに質問してはということではありますが、この法律は本来はその健康状態を悪くなっちゃいけないけえ言うて、超過勤務の抑制をしようとかいう考えで始まったんじゃないかということで、私はそういうことで把握しとったんですけど、そこら辺はどうなんでしょうかね。

また、これについて、学校の先生の時間外というのは、別に把握をされてないのか、把握しているのか。そこは給特法第3条があるたびに、その中ではまっているということで、理解していいんですかね。それを1点お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「労働時間超過勤務の把握」についての御質問にお答えをいたします。

公立学校の教員につきましては、教員の勤務態様の特殊性を踏まえて、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しないかわりに、給料月額4%に相当する教職調整額を支給することが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる議員申されました給特法に定められています。

教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、部活動の指導、いじめなどの生徒指導上の課題や地域・保護者等からの要望等への対応など、求められる役割が拡大している実態があり、それらが長時間勤務の要因となっていると考えられます。

教員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、本市では勤務時間管理表により、教員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理に努めているところでございます。

しかし、実際には多くの教員が長時間勤務を余儀なくされているところから、働き方改革の取り組みの必要を痛感しているところでございます。

議員先ほど申し上げられました給特法のできた経緯ということでございますが、これは私の認識が間違っていなければ、昭和46年にはなかったかというふうに思いますが、このときできた経緯といいますのは、先ほども申したような理由でございまして、いわゆる超過勤務を抑えるためにということではないというふうに認識をしております。

もう1点、学校には、いわゆる教諭に限らず、事務職でありましたり、養護教諭等おりますが、全ての教職員の勤務時間管理は現在調査をしながら、少しでも抑えられるようにということの指導を校長とともに、取り組みは進めているところでございます。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 私の勘違いで、抑えるんじゃないしに、円滑に教員を回していくという
ことで、できたということですよね。答弁はいいですよ。

今時間外の管理はされている。時間外は別がない。あれは教育長どう
なんですかね。出社いうんですかね、学校へ入ったときの、サラリーマン
だったらタイムカードがございませぬ。じゃが、いつも見かけるのは早く
から先生来て、危ないところとか、交通指導やったださつとるしね。あ
あいうのもある言うんか、そこらもちゃんと上手に働く者が子供のた
めのためにやるって、楽しくやるって、仕方ないがやっているとか、何
ぼやっても時間外がつかないのかという考えなのか、そこらをもう管理
はされとるということなので、そういう意見は聞きながら管理はされて
いるのか。100%じゃあございませぬからね。どこの会社も。そこら
はある程度校長が管理をされとる方向に進んどるということでも理解し
てもええんですかね。その1点。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの金行議員の御質問でございますが、いわゆる給特法とい
いますのは、先ほど申しましたように、教員の勤務態様の特殊性、今申
されました、朝の挨拶運動でありますとか、交通指導というようなのは、
要するに勤務開始より前に、相当前の時間から出勤をしなければいけ
ない。そういったことも含めて、いわゆる給料月額4%相当を教職調
整額ということで、支給をしているということでございます。

以前は、広島県におきまして、いわゆる振りかえ措置ということで、
例えばきょう挨拶運動があったので、40分早く出勤したということであ
れば、どこかでその40分の振りかえをとれるというようなことも現
実は行っておりましたが、いわゆる平成10年の当時の文部省の是正指
導以降、そういったことも難しくなってきた、ほとんどの学校におき
まして、少なくとも安芸高田市におきましてはそういった挨拶運動
とか、交通指導あたりは、いわゆるサービスで教員がやってくれてい
るというようなことが実態でございます。こういったところが、積み重
なつての超過勤務ということにもつながっているということは、十分考
えられますので、そのあたりについては、先ほどから申しております
ように、教職員の健康管理を守ることからも、何とか取り組みのほう
を変えていかなければならないというふうには思っております。

いわゆる勤務開始と退校時刻というふうには言っていますが、それを
何でかということになりますと、今パソコンで管理をする学校も出て
きてますし、各自でいわゆる記入式というのまだあります。これを何
とかタイムカード方式であるとか、パソコンあたりで、より正確に
管理でき、適切な指導とか対応ができるということを現在、研究段階
というまだ状況ではございますが、取り組みのほうを考えておるとい
うことでございます。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 初め言うたやっぱり教職員の健康管理ですよ。健康管理をやっぱり考えて、どうしても何ぼか遅うなって、何ぼか早くなったりしますが、どこの企業もどこの先生も、どこの職員も。それあって、それがたたって健康管理をおろそかにして、それを見るべき人間が見てない。見て見ぬふりをしとるといふことのないように、していただきたいということをお願いして、次の質問へ行きます。

次の質問でございますが、これまた県の新しい教育長、かなりやり手な人で、私たちも県北三市の議員研修会で教育長さんの話を聞かせていただいて、かなりの御立派な人だということを感じました。教育長知っておられると思うんですが、今度私、新学習指導要領の移行の期間における体制ということで、全面実施は小学校で2020年4月からとか、迷ってたらごめんなさいよ。中学校はその翌年ということで、指導要領ができるようにしなさいということで、おりとるといふことを聞いたんですが、我が市もそれに向けての何かの仕組や手段づくりをやっているかやいけんいふことを思うんですが、今んとこそこの指導要領の移行に向けての体制状況についてどういうことを把握して、やっておられるかお聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「新学習指導要領への移行期間における体制状況」についての御質問にお答えをいたします。

議員御承知のように、新学習指導要領は、小学校が2020年、平成32年4月1日から、中学校は、2021年、平成33年4月1日から完全実施となります。

今回の主な改訂としましては、小学校における外国語教育の充実を目指し、中学年、3年生・4年生で外国語活動、高学年、5年生・6年生で外国語科が導入をされることになっております。

本市におきましては、こうした新学習指導要領に対応した小中学校の外国語の授業に向け、円滑に移行できるよう、安芸高田市外国語教育充実プロジェクトを策定し、その取り組みを行っているところでございます。

具体的には、学校教育推進アドバイザーが全ての学校を訪問し、授業観察を通して、指導方法や教材の活用方法、ALT、いわゆる外国語の指導者でございますが、ALTの有効活用等指導助言を行い、授業改善を図っておるところでございます。

いずれにいたしましても、今回の改定に伴う教育内容の改善事項につきましては、今の移行期間中に必要な準備を行い、新学習指導要領のスタート時に混乱を来すことがないように、最善の取り組みを行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

す。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 最後に1点お聞きしますが、この新学習指導要領は、今教育長言われたように、今言う英語のあれとか、ああいうのがあって、テーマがあって、いつまで我が市のものをつくらにやいけんとか、こういう要綱があるというのを出さにやいけんという規定はあるんですか。

私が聞いとるのが、人間、子供の生きる力を大事にせにやいけんということも、ちょっと聞いたんですが、そこらを含めて、あれば最後お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

1点目でございますが、新学習指導要領に移行するということにかかわって、安芸高田市独自で何かを策定しなければいけないかということにつきましては、結論的にはございません。安芸高田市独自の取り組みを展開するという意味においては、許される範囲内において、独自の取り組みをするということは許されておりますが、現在日本の教育、義務教育は、全国どこへ行っても、同じ水準の教育を受けられるようにということで、新学習指導要領で例えて言いましたら、小学校の4年生では内容的にはこういうことを学習しなければいけませんというものが、定められているのがいわゆる新学習指導要領というふうに御理解をいただければいいかなというふうに思います。

もう1点。

生きる力でございます。

いわゆるこれまでもいろんな機会にお話をさせてきていただけてますように、きょうの議論でもありましたが、もう日本に限らず国際的な流れの中で、いわゆるグローバル化、大きな教育を取り巻く状況というのも変わってきております。その中で、いわゆるロボットとか、AIと言われるような人工知能といったようなものが、これまでである意味学校で大事にされてきた知識とか、技能、暗記するような力というようなものは、インターネットでありますとか、AIあたりが、むしろ早く正確に、確実に、私たち人間に伝えてくれる。これからを生きる子供たちにはそういった知識を活用して、どれだけ周りの人たちとコミュニケーションをとりながら、より新しいものを創造していくかというような、力が大事になってくる。しかもそのときに、それはグローバル化、国際的にさまざまな国の人たちとかかわりながら、そういうことをやっていくという時代が確実にやってきるとということの中で、教育を取り巻く環境、あるいは社会が大きく変わってきているということで、それを日本では生きる力というふうに呼んで、そういったところで、今回の学習指導要領もいわゆる教師主導の画一的な一斉授業から、主体的で子供みずから

が主体的に、対話的に、学べるような授業に転換をしていかなければいけないということが叫ばれているということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 とにかく、安芸高田市の子供たちは財産でございます。新しい県の教育長も言っておられました。私も同感しましたが、子供たちに読書をさせてください。要望しまして、私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。
この際、15時50分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時39分 休憩

午後 3時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 6番、無所属の前重昌敬でございます。

本日最後の通告となりますが、よろしく願いいたします。

大枠2点につきまして、質問いたします。

1点目といたしまして、先ほど来同僚議員からもありましたように、自主防災組織、避難場所につきまして伺いいたしますが、1番目の市内6町における自主防災組織設立状況及び、今回の7月豪雨災害における自主防災組織立ち上げ状況について伺いますとの関係につきましては、同僚議員のほうからの質問もありました。また、今回の7月豪雨災害における自主防災組織の立ち上げ、これにつきましても、全員協議会等において報告が上がっておりますので、この辺は飛ばさせていただきます、2番の上記の現状における課題及び今後の市としての対応、対策について伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「自主防災組織の課題と市としての今後の対応」についての御質問にお答えいたします。

先日、高宮町で1組織が結成されました。しかし、まだ、特に吉田町の吉田地区において、未結成の地域がございます。組織率100%を目指して、取り組んで進めているところでございます。

自主防災組織の平素の活動状況は、さまざまなものがございます。活発な組織もあれば、そうでもない組織もあります。組織の規模や年齢構成などもさまざまありますので、災害時の活動についても、一律に「このような対応をしてください」と言えるものではないのが現状でございます。

避難情報を各組織の代表者へメールで配信することも検討しておりますが、メールは使えないという声もよく聞きます。

自主防災連絡会などを通じて、各組織の実情を把握しながら、自主防災組織の活動について、検討と情報共有をこれからも図っていきたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 先ほど来から話をされております、安芸高田市自主防災組織連絡会、この辺につきましても私3月31日でございました、ことしですね。出席をさせていただきまして、市長からお願いということで1点から15点ぐらいまで市長がお話をされてお聞きをさせていただいたところでございます。

その中で、情報の伝達について、若干お伺いしたいと思います。

今市長からありましたように、メールでの形が、自防災会のほうへ情報が入ってどうなのかという話であります。私たちの地域も、自主防災は立ち上げておりますが、平均年齢70歳、こういう状況でございます。携帯電話はお持ちでございます。しかし、ガラケーと言いましょか、普通の電話機能のみで、メール等がなかなかされないという状況であります。

そうしたときに、じゃあそれ以外であればどういう手段があるのかということになりますと、今回本当にお力になっていただいたのが、消防団。この方々の協力なくして、地域は動けなかったと考えます。

特に、災害対策本部からの情報伝達、これが指揮命令系統によりまして、各分団に伝わってまいりました。先ほど市長からもありましたように、12号の台風接近に伴う早い避難ということで、消防団からの要請、避難ということで、この辺が実質、自主防災組織に情報が入れば、その辺の動きもまた変わってくるんじゃないかと思うんですが、そういう消防団を通じての、市としての指導體制等をお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、消防団の対応でございますけど、このたびも消防団の方が的確に判断されまして、かなりの情報力が地域に伝わったんだと思っております。

消防団にしても、限界があったりするんで、やっぱりここは総合的にこれからは平素の訓練を通じて、やっぱり体系的にやっておかないと、行政も反省もようけあるわけですよ。今回例えば安芸高田市で避難せえ言うとするんだけど、地域の避難場所でもええんかとかね。そういうわかり切ったことが意外とわかってないということがあるんで、そのことは定期的に会議を開きながら、徹底的に訓練をしとかにやいけんと、かように思います。

このたびでも消防団の方々には大変お世話になりました。だけど、消

防団の方も生身の人間でございますので、行政と効果が出るような、仕組みづくりをまたこれからも考えていきたいと。消防団との情報連絡につきましては、これからも強化をしていきたいと、かように思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今市長から、強化をしていきたいということでありましたので、ぜひこの辺は、各町に方面隊長等がおられます。毎月1回会議もされとるといふ定例会があると聞いておりますので、そこが市とうまく連携をとっていただいて、自主防災等の連携ですよね。そこがうまく機能できるようにお願いしたいと思います。

特に、災害対策本部から消防の団長のほうへ情報が入っていくと思いますよね。その団長から方面隊長に指揮命令系統でつながっていきます。その方面隊長から各分団に話は流れていくという形になつてくると思いますので、そこのいずれかの時点で、やはり自治振興会、今の振興会、振興イコール自主防災組織になろうと思いますが、そうしたところへ情報が早く入る仕組みをとっていただきたいと思いますので、その辺は今後しっかりとまたこの秋口、台風等もまだまだ来る可能性あるかと思いますが、対応をよろしくお願いいたします。

先ほど同僚議員からありましたように、シミュレーション、今ありましたように、訓練等含めてですね。実施していきたいという形の中で、市民とやるということは大事なんですが、そこには具体的に市長がこの前の連絡会のときにお話をされてました、ハザードマップ、この辺も有効的に使っていきたいということで、多分ことしのこれも2月だったと思うんですが、県から来られまして、土砂災害、それと今の洪水ですよ。洪水におけるその2つの両面からしてのハザードマップ等も検討していきたいというお話をされたと思うんですよ。この辺の動きが今どうなっているか、まずここをお伺いさせていただきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ハザードマップにつきましては大事なことで、今指示してることは、県から言うてきとるのは、実は災害なんです。河川の災害とかだけを言うてきてます。これはわけがないことなんですけれども、そうじゃなしに、この安芸高田独自のハザードマップが要るんだということで、今指示してます。

それは特に土砂崩れ、後ろへ家を抱えている人が、こんな人がちゃんと大事だということで、独自の情報を加えていますので、ちょっと時間かかってますけど、早急にやっていきたいと思います。

これは、県もどがなもんができるんか期待をしておられますので、しっかりとしたものをつくっていきたく。特に、難しいのは、このたびでも例えば避難場所についても、通常の避難場所がありますよね。で、

小さい災害のときの例えば地域での避難場所がありますよね。これの対応をどうしていくんかということと、もう一つこのたび考えにやいけんのは、異常時というのがありますね。1,000分の1の確率の対応も考えていかにやいけんのですよ。これは関係ない言うてもですね、行政考えにやいけんようになってるわけですよ。いわゆる東北災害とか地震なんかですね、起きた災害の事象は、確率的に言うたら1,000分の1なんですよね。そうすると、こういうものについても考えていかにやいけん。非常にこの市民の方にうまく説明しないと、これはどの分じゃろうかとかと、迷うことにもなるんで、この辺のことも難しい課題ではあるんですけども、しっかりとした対応をしていきたい。言われるように、早く市民の方々に周知したいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。
前重昌敬君。

○前重議員 これにつきましては、先ほども同僚議員からもありました、今回の地域懇談会の中でもあったんですよ。やはりそういう地域で、ハザードマップについてのお話、説明会があったときに、来られた方から、その形はどうなっているかということでもちょっとお聞きしました。

今市長が思っておられるのは、早目に土砂災害も含めたハザードマップを作成するというので、今までもありますよね。それは御家庭にあるということで、見られてると思うんですが、そうした今のハザードマップをいつごろまでに、それは全ての方々に対して、そういうハザードマップを準備されていくのかどうか。それは今年度中なのか。その辺も含めてお伺いをしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ことし中と言いたいんですけども、遅くなるんで、この災害の対応が終わったら、早急に次の台風に向けてやっていきたいと思います。

このことをしっかりと市民に周知していかないと、このたびでもこれ大きな災害というよりか、これはどの分の災害じゃろうかと、みんな混乱しとるんですよ。小山でも、あっこでええんかということになるわけですよ。例えば逃げるのが。吉田のところが開設しとるがと。これは我々の反省であって、やっぱりこういうときにはこうだというケース・バイ・ケースをしっかりと明記しながら市民の方に徹底していく必要があると思いますんで、ちょっと時間をもらいたいと思うんですけども、できるだけ早く、できればことしの9月の台風、10月、11月にかけてはそういうことを考えていきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

○先川議長 答弁を終わります。
前重昌敬君。

○前重議員 この辺は、市民の方も待っておられますので、ぜひ早い対応をお願い

したいと思います。

それとあと1点、今ホームページ上には、その河川とか、道路とかWEB上でずっと状況見られますよね。で、ここの今のそういう防災の関係で、江の川関係が、ちょうどこの前も国交省の方と立会をさせていただいた国司の橋がありますよね。あつこからWEB上でカメラがずっと流れてるわけです。それを安芸高田市のホームページ上で閲覧できる形をとれないか。地元におられる方々は、水位の状況、内水面、雨量によって結構上げ下げが変わってくるんです。この前も立会していただいたと思うんですが、安芸高田市のホームページ上にそうしたWEBカメラの位置づけができれば、情報が見られるので、早い動きができるんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えは。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 その辺は今国交省とも話してるんですけども、場所が実は落合河川敷のところになつてるわけですよ。ここも国司もというわけにはいかないんで、そことの相関をうまくつけとって、ここのはこうですよということをしっかり言っていきたいと思います。

これは、ホームページでも明記できるように、一応国交省には話をしていきたいと思います。

できれば、洪水の実態の瞬時に画像でわかるような情報も要ると思いますので、こういうことも一緒に考えていきたいと思っております。

江の川につきましては、大事な川なんで、三次広域はうちの吉田の情報と、全体的な尾関山の情報ということになってます。川根のほうでも、問題との声がある。尾関山の情報を参考にしてくださいということになってますけれども、必要に応じてはやっぱり各地域においても必要なんで、こういうことはちゃんと検討していきたいと思います。

ただ、あんまり件数を多くしてくれんということはあるんで、細かく細かく言うても、吉田はここへということになります。我々が心配しているのは、江の川と多治比川の相関というのを非常に心配してますんで、この辺がわかるような状況で、こういうデータも整理していきたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 その辺は、土師ダムでも、桜の開花とか、ありますよね。時期的に。先ほど田んぼアートもありましたが、その時期になるとホームページから映し出してる状況を見ると。全く同じだと思うんですよ。安芸高田市の関係で。災害が起きる時点というのは、ある程度予知はできると思いますので。その辺を含めて早い対応、検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

市の指定避難場所の状況及び市の指定以外の避難場所における比較について伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「指定避難場所の状況及び指定以外の避難場所における比較」についての御質問にお答えいたします。

まず、指定避難場所は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険区域以外に立地していること。市が管理する施設であること。などを考慮して選定をしているところであります。指定避難場所を開設する際には、市職員を派遣して鍵を開け、避難者の受付を行います。必要に応じて、毛布などの物資を用意しております。

地域が独自に開設される避難場所は、地域住民によって開設をされるので、早く臨機応変に開設することができるメリットがあります。その一方で、開設担当役員の負担が大きくなります。物資等は、基本的には地域で用意をしていただくことになっております。要望があれば、市からも配布を検討させていただきたいと思っております。

最も気になるところが安全性であります。中には、土砂災害警戒区域等の危険区域を地域の避難所にしておられるところもございます。そういった情報がわかれば、指導してまいりたいと思います。

地域では、自主的に避難場所を開設されました場合には、最寄りの支所、または危機管理課に御連絡をいただきたいと思っております。

また、指定避難場所へ向かうには、大きな河川を渡らなければならないので怖いという御意見もありますが、そうなる前に早目に指定の避難場所へ避難していただきたいと思っております。

議員御指摘のように、先ほどのハザードマップを市民に周知するときに、この辺も踏まえてしっかりと周知していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 私が今思っていたことを言っていたので、それとあと1点、市長、市の工業会がございますよね。地域によっては、工場があります。事務所もあります。そこでは事務所の2階を地域と話をされて、避難場所にされているところもあるんですよ。

あとは、やはり今までずっと過去から、昔から、ありますお寺さんとか、神社とか、これらの成り行きといったものが、やはりそういう災害も想定してつくられていると。特にお寺さんなんかは、本堂とかいうものが高いですね、高さが。ありますので、いろいろと制約はあると思います。特に、私たちが住む吉田町可愛地区なんかにつきましては、3,000人規模を避難してくださいと言っても、避難指定場所に入りきりません。

となると、やはりそういう民間企業との連携、協力なくしてできないではないかと思うんですが、その辺のお考えをお持ちかどうか、お伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 避難場所につきましては、非常に大切なことなんで、現在の避難場所が最適というんじゃないしに、議員御指摘のように、大きな空間があれば。今検討しとるんが、実は向こうから話があったんですけども、吉田病院というのもあるんですよ。これは、お医者さんがおるわけですから、非常に市民にとって安心なところですね。そういう病院とかですね、先ほどの空きスペースとか、お寺さんとか、こういう安全なところは、幅広くこれからも啓発をかけていきたいと思っております。

この避難場所につきましても、いろんな、さっきも申しましたように、避難場所に行く経路がどうかとかですね。専門的なこともありますんで、アドバイザー等の意見を聞きながら、最適な避難所をこれからも幅広くつくっていききたいと。

商工会につきましても、このたびおくれればせながら、災害の対応については窓口をつくらせてもろうたんですけども、我々も商工会の意識が、農家災害とか、あっちの災害ばかりなんで、道路の災害ばかり思うとったんですけども、商工会の方々もおられるので、この辺については、ことしもおくれればせながら対応したら非常に喜んでもらえました。

ついでに、そういうところと同時に、やっぱり避難場所とか、こういう協力も平素から啓発していかんやいけんと思っておりますので、御理解してもらいたいと。

どんどんどんどん、たくさん避難場所をつくることによって、地域の方が逃げやすい、避難しやすいような、仕組みづくりが大事だと思っております。

○先川議長 答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 これももう待たられませんので、早く商工会と災害協定と結んでいただいて、市民の方が近場で避難できる体制をとっていただければと考えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大枠2点目に入らせていただきます。生活支援員制度につきまして、1番といたしまして、進捗状況と今後について伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「生活支援員制度についての進捗状況と今後」についての質問にお答えいたします。

生活支援員制度は、もやいの精神を活用し、地域の支え合うきずなを強化し、高齢者お一人お一人のライフスタイルを把握し、必要な支援が必要なときに適切に提供できる、安心して生活できる地域の構築を目指しております。

生活支援員制度に係る協定は、平成29年度から継続の7地域と、平成

30年度から開始した14地域を合わせて、市内21地域と協定を締結し、見守りを希望された177人の方の支援を実施していただいております。これにより、協定地域内における75歳以上の高齢者数は、市内全体の42.1%となり、生活支援員制度への取り組みが拡大をしてきておるところであります。

今後とも、積極的に地域に出向き、地域の方々とひざを交えて、生活支援員制度を丁寧に説明することにより、生活支援員制度の市内全域の普及を進めてまいりたいと思っております。

また、6月から生活支援員制度の協定締結地域を中心とした意見交換会を、各町単位で順次開催をしているところでございます。これにより、高齢者の方々の生活実態の把握と、地域における生活上の課題や、生活支援員制度の課題等の抽出を行い、市民の皆様と協働して地域課題の解決を進め、支え合う福祉社会の実現を目指してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今市長のほうからお話をいただきました。この制度につきましては、副市長のほうからも昨年だったのですかね。私の一般質問では、この秋口までには何とか大まかな方向を示していきたいという話でございましたが。率にして見守り対象者、6.7%、177人でございます。市民の声が私たちに聞こえるのに、どうも本腰じゃないのじゃないかと。やるのであれば、徹底的にやってもらいたいとお太助フォンを設置されたとき、しっかりと出向いて話をされましたよね。これが、何かこう、ぱーっと花火みたいに上がって、そのままちょっと尻すぼみしてるんじゃないかなという話も聞くわけですよ。今回も懇談会で話を聞きました。

そうしたところ、どのように市は動いておられるか。今話が市長からありましたように、やはり私たち振興会の中でも、例をとっちゃいけません、可愛であれば7支部あるわけなんですよ。7支部。そこが今現在、可愛支部については、3支部ぐらいですか。これぐらいしか今立ち上げになってない。残りがまだ未定なんですよ。そうした地域もあるんですよ。そうした地域に、やはりできてないところには、協定を結んでいるようであれば、出向いてでも、話をさせてくれと。市のほうから言うべきじゃないかと私は思うんですが、その辺につきまして伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この生活支援員制度ですね、簡単なことだから地域に徹底しないということがございます。皆さんは、今地域で民生委員とか社協あたりがやってるじゃないかと。何を市長やるんかと。同じことじゃないかという方がおられるんですよ。これは、今までやったデータというのが、いわゆる正確なデータに基づいちゃおらんのですよ、全然。徹底的に業者が責任を持って、過去の反省を踏まえて、調査をして、効率よい福祉行政

をやっていくということですよ。これから、どんどんどんどん福祉つくってもですね、今度少子化になったら、今度はどんどんどんどん壊していかにかいけんってなるんで、効率的に足らんものはつくっていくと。足りんものは遠慮してもらおうというふうに、そこんところをしっかりとやってくのが支援員制度でございます。我々も反省するときに、過去の反省ということを先に言わんこうに、これ言うと、なかなか市民の方々が今やっているのとどう違うんかと、今いちいちもうやっているよと。振興会がやっているよとなるんで。このことを徹底して調査して、市民の方々の福祉を徹底的に効率のいいものにするんだということを訴えたいわけでございます。

このことをしっかりと説明すれば、地域も納得してもらえらると思います。今既に、7地域から14地区加わって、もう20何地域理解してもらってるんです。

こんなこと言ったらおかしいんだけど、わかった方がおられるところが一番難しいと思います。これ絶対に。市長私は一生懸命やっとなのに、何をやるんだらうかと。決してやっていることを阻害するんじゃないんですよ。今までの反省を踏まえて徹底的な調査をせにかいけん。私が欲しいのは、可愛地区において、徹底的に調査をして、今ケアマネージャーというのがあるんですね。ケアマネージャーというのは、個人のケアマネやっとなわけですよ。あなたの状況は今は元気だから、畑仕事やってくださいと。その次はデイサービスでここへ来てくださいと。その次は行政が責任もって、施設を開けてますよと。やっているんですけど、このことを地域のことでやってもらいたいということですよ。可愛地区で一体何人施設が要るんかとか、デイサービスがどのぐらい要るんかとか。いうことを定量的に把握するために、やる仕組みでございますので、議員の皆さんも応援をしてもらいたいと思います。決して、前やったのが悪いというんじゃないしに、徹底した調査をしながら、今後の福祉を効率化していくんだということで、御理解賜りたいと思います。

これ、やれば、市民の方々が、2カ所も3カ所もいろいろ老人ホームを申し込んだりしなくなります。言うたげれば。この一言が行政言えんのですよ。これ言うためにやるんじゃないやうても、過言じゃないです。というこで理解してもらいたいと思います。

十分、啓発はかけていきたいと思ひます。ひざを交えてですね。いずれはわかってもらえらると思ひますんで、21とか25じゃなしに、全地域、このことができるような形に体制をつくっておきたいと思ひます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今ケアマネージャーとか、言われるように、もうそこは地域でやってもらいたいという話は、全くそうなんです。後の質問で、そういったところで、質問させていただくんですが。

まずもって今市長言われたように、この生活支援員制度、今回の安芸

高田市のホームページにも載ってないんですよ。生活支援員制度の広報はされました。市の広報でね。しっかりと。立ち上げされたときから、ずっと市長のコラムにも載せられました。やられております。やっているところはやっております。今回の新しく安芸高田市に住みたくなる本にも、こうして生活支援員制度といった形で、示されてる。ただ、現実には、じゃあ市民にわかるシステムがあるのかどうかというのが、なかなかね、これが根づいてないと、私は思います。

だから、今の民生委員協議会の中でも、本気なのかどうかいうのも話を聞いてるんですよ。やるんなら徹底して、今の状況を報告に行ったり、何の課題があるのか。そこはやっぱり今言うように外郭団体、社会福祉協議会、民生委員協議会、ましてや地域振興事業団、こうしたところとも、市長がトップ同士の協議をなされて、やはり課題が何なのか、やはりこれから広めていかんといけんわけです。お金も流れてます。

だから、そうした形でなると、公平・公正を変えちゃいけないので、そうしたところは、しっかりと動いていただきたいというのが、今の私の思いであります。

今回、7月に災害が起きました。これには9月6日付で、中国新聞が掲載をしたんですが、日々の見守り、命守る鍵ということで、安芸区の畑賀地区というところがございます。そこが、おんなじことをされとるんですよ。全くね。畑賀のあんしんネットワークということで、支援が必要な人、高齢者、障害者、災害弱者ですよ。そうした方々の見守り、また声かけ、今回起きた避難誘導、それと協力員、これらのやはり同じ方々が登録されて、じゃあ動きましようということで、全く今の見守り体制で調査等はどうかかわかりませんが、そうした動きもあつとるわけですよ。だから、生活支援員といえども、市長言われとる、やはりそういう災害においても、動いてもらわにゃいかん。やはり、そうしたところをしっかりと市民に啓発しようと思えば、やはりホームページとか、どんどんどん情報提供して、市の職員も大変でしょう。今災害が起きた時点で、本当思います。よくやっていただいとると思います。しかし、こういうことも、しっかりと市民に周知する上では大事なことで、しっかりと情報提供していただきながら、出向いていく。やはりそういう会があるときに、出向いていくということも必要ではないかと思うんですが、そうしたところを再度お伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員の御指摘のとおりでございまして、出向いていくとか、ホームページを活用するというのは、していかんといけんと思います。私はまあこのうちの広報は、ホームページとか、スマホとかあるんで、こういうところで情報がわかるように、システムつくっていかんといけん。

ただ、市民が全部これ見てもらえるかということがあるんで、それはこれが安芸高田の特徴、わがままの特徴もあるので、皆さんでもうちが

積極的に、こういう情報公開することによって、しっかりとした仕組みをつくっていきたいと、かように思います。

これからも、できればホームページあたりも、やっていかにやいけんと。職員にも啓発しておきます。

どうかよろしくお願いします。

○先川議長 答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 そうした徹底は、しっかりとやっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

地域包括ケアシステムの構築との関係について伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「生活支援員制度と地域包括ケアシステムの構築との関係」についての御質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムは、本人や家族の自助と地域の互助、医療や介護の公助の連携により、住みなれた地域で暮らしを続けることができる体制づくりが重要であります。この中で、生活支援員制度は、地域包括ケアシステムの地域の互助を強化するための、中心的な施策と位置づけておるところであります。

本市では、市民総ヘルパー構想を掲げ、市民一人一人が支える人となるため、生活介護サポーターの育成を図り、519人の方が受講される等、一定の成果を上げてきたところでございます。

しかしながら、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加を続けている一方、支える世代は減少し、地域が高齢化・弱体化している実態がございます。

このような中、生活支援員制度では、これまで取り組んでまいりました市民総ヘルパー構想を基本に、地域を軸として、多くの市民の皆様とネットワークを構築し、地域全体で高齢者を支える地域の互助を強化する計画でございます。

生活支援員制度は、地域包括ケアシステムの入り口として、地域のネットワークにより、高齢者お一人お一人の実態を把握し、社会福祉協議会や、介護サービス事業者・医療機関との連携を図りながら、適切なサービス提供をすることにより、安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 これにつきましても、以前から私のほうで質問をさせていただいております。

今回、構築に向けて、一つがこの生活支援員制度が冷静になつとるわけですよ。市長が言われたように、介護サポーターの関係もそういう底

辺の位置づけになって、動きでおるんですよ。

こういった中で、じゃあその支援をする方々の情報提供、これがいか
にどういう形でつながっているか、お伺いしたいと思うんですね。だから、
今生活支援員制度で、報告書出してます。私たちが6月からずっと、
対象支援者の方については、記入させてもらって、市役所のほうへ提出
させていただいております。これらの形がどういう形で上に動いている
か。こういったところがそういう介護の、今市長言われましたケアマネ
ージャー等との関係ですよね。そうしたところに、この方たちがどうい
う形で今度上がっていくか。その辺をお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今考えてるのは、今の地域包括ケアシステムというのは、国が勝手に
言うんだけど、底辺を調査せんこうに、お互いの町がやっているわ
けですね。これ。だけじゃなしに、この生活支援員制度によって、底辺
の実態をしっかり調査した上で、小山地区、可愛地区を調査した上で、
いわゆる地域のケアマネ会議を開きたいと思ってるんですよ。この情報
をもとに。

そこにはちゃんと関係者が集まってやりますよ。だから、この会議を
開くと、可愛地域、地域によって、ちゃんとどの程度のデイサービスが
要って、どの程度の生活支援員が要って、どの程度の施設が要るんだと
いう実態がわかるようになると思います。

ここを目指して頑張っておりますので、御理解してもらいたいと。こ
れは調査だけじゃなしに、今後のステップですね、今度は。これらが、
その支援員の方が、そこに入ることによって、地域の実態を把握した上
で、この各地域、原田なら原田地区のそういうケアシステムの構築を行
っていくということでございますので、御理解をしてもらいたいと思
います。次のステップがあるわけです。

よろしく申し上げます。

○先川議長 答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今市長言われとることは、私は理解するんですが、なかなか市民にこ
れを理解せえ言うても難しい、と私は思うんですよ。

ただ一つは、要は今調査をされました。その調査をされて、まとめ役
が要るわけですよね。今言われたケアマネージャーというのじゃなく、コ
ーディネーターです。多分。市長が今ケアマネと言われてるんですが、
このコーディネーターが地域で、中学校単位で、まとめていきましょ
うというのが、この包括ケアシステムの中ではうたわれとるわけですよ
ね。それを中学校単位で、そういうコーディネーター役が位置づけされて、
安芸高田市内、まだ吉田町未定だと、私は聞いておりましたが、この辺
はもう位置づけになったんでしょうかね。コーディネーター役。

そうしたところが今度、ケアマネ会議とか、ケアシステム会議、ケア

会議とか言いましょうか。それが今平成25年から動いとると思います。そこら辺に向けて、今度はそういう形でこの人はそういうサービスが必要になってくるんじゃないか。特に、認知症ですよ。こういった方々の見守り等も含めて、やはりある程度、情報を、体制を整備していくということが大事なことだと思いますので、まずもって、今のコーディネーターの関係がもう安芸高田市内、6町全て整備されているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○先川議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長

前重議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、当初からの甲田町、向原町までのお二人でしたが、今回10月1日をもちまして、吉田地域担当の生活支援員さんを配置することができるようになりました。まだまだ全市、全町にわたってはおりませんが、今後も新しい生活支援員さんに就任していただくよう、努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○先川議長

答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員

コーディネーターのほう、吉田町も決まったということでございました。これからは、まだまだ、その方々を中心に、今のデータが出てきますので、それをいかに今度は整理していくか。

そうしたところが大事になってくると思うんですが、データの的には、多分高齢者福祉課のほうで、データ等扱ってされとると思いますが、この辺は独自なそうした支援のソフトと言いましょか。そういう対応でなされているのか。まだまだそこには到底、報告書をいただく中では、整備がまだそこには進んでないという状況なのか、そこら辺の途中の経過を伺いたしたいと思います。

○先川議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長

現在、見守られる方、という形で登録されております。全ての方を新しい情報として整理をしたいという思いがございますけども、いただいた情報につきましては、ケアマネさんを通じてなど、新たな介護サービスにつながった方もいらっしゃいます。そういう形で少しずつつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○先川議長

答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員

この辺も、多分データの的には毎月のように上がってきていると思います。どんどんどんどん元気になっていただければいいんですが、どうしても年相応に弱体化していくような状況になりますので、その辺で必要な方には必要な程度のサービスが必要ということになってくると思いま

す。

今話をしましたように、この地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域ということで、中学校単位でやっていこうということで、動くという話になりますので、この辺も医療・介護・予防・住まい・生活支援、今この生活支援員制度がうまくしっかりと連携とれるように、今市長も言われました。地域の軸となるように、互助活動が進んで、これまだ入り口なので、特に災害弱者等がこういう生活支援員さんの中で、協力的な形で動けるようなシステムになるように、しっかりと私たちも地域に出てつなげていきたいと思うとります。

可愛地区もまだまだ組織ができておりません。吉田町もきょうまだおられますが、なかなか傍聴されとる地域も、まだそういう支援員制度ができてないという実態です。ですので、やっぱり待つんじゃなしに、やはり出向いてって、どうなんですか。説明しますよ。という形をとっていかないと、なかなか普及・啓発しよう思うても、難しいと思いますので、その辺しっかりと職員さん一同やっていただけると思いますので、しっかりとお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○先 川 議 長

以上で、前重昌敬君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員